

令和2年事業年度

J A 甘 楽 富 岡 の 経 営 概 況

発 行 令 和 3 年 6 月



甘 楽 富 岡 農 業 協 同 組 合

〒370-2396

群馬県富岡市富岡2638番地1

TEL 0274-62-0001

FAX 0274-60-1554

この「JA甘楽富岡の経営概況」は農業協同組合法第54条の3第1項（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

千円・万円・百万円未満の端数は、切り捨てて表示しています。このため、各欄の合計又は計は必ずしも一致しません。なお、千円・万円・百万円未満の科目については「0」で、期末に残高がない勘定科目は「-」で表示しています。

目 次

ごあいさつ	…	1
1. 経営理念	…	2
2. 経営方針	…	2
3. 経営管理体制	…	2
4. 事業の概況（令和2事業年度）	…	3
5. 農業振興活動	…	4
6. 地域貢献活動	…	4
7. リスク管理方針	…	5
8. コンプライアンス（法令遵守）の体制	…	10
9. ADR制度への対応		
① 苦情処理措置の概要（信用事業）	…	13
② 苦情処理措置の概要（共済事業）	…	17
10. 個人情報保護方針	…	20
11. 情報セキュリティ基本方針	…	21
12. 利益相反管理方針	…	22
13. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針	…	24
14. JAバンク利用者保護等管理方針	…	25
15. 金融円滑化にかかる基本的方針	…	26
16. 内部統制システム基本方針	…	27
17. 自己資本の状況	…	28
18. 主な事業の内容	…	29

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	…	42
2. 損益計算書	…	44
3. 注記表	…	46
4. 剰余金処分計算書	…	60
5. 部門別損益計算書	…	61
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	…	62
7. 会計監査人の監査	…	63

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標	…	64
2. 利益総括表	…	64
3. 資金運用収支の内訳	…	65
4. 受取・支払利息の増減額	…	65

III 事業の概況

1. 信用事業		
(1) 貯金に関する指標		
① 科目別貯金平均残高	…	66
② 定期貯金残高	…	66
(2) 貸出金等に関する指標		
① 科目別貸出金平均残高	…	66
② 貸出金の金利条件別内訳残高	…	66
③ 貸出金の担保別内訳残高	…	67
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	…	67
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	…	67
⑥ 貸出金の業種別残高	…	68
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	…	68
⑧ リスク管理債権の状況	…	69
⑨ 金融再生法開示債権の保全状況	…	70
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	…	70
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	…	70
⑫ 貸出金償却の額	…	70

(3) 内国為替取扱実績	… 70
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	… 71
② 商品有価証券種類別平均残高	… 71
③ 有価証券残存期間別残高	… 71
(5) 有価証券の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	… 72
② 金銭の信託の時価情報等	… 72
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	… 72
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	… 73
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	… 73
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	… 73
(4) 年金共済の年金保有高	… 74
(5) 短期共済新契約高	… 74
3. その他事業の取扱実績等	
(1) 購買事業品目別取扱実績	… 75
(2) 販売事業品目別取扱実績	… 75
(3) 保管事業収支内訳	… 75
(4) 加工事業収支内訳	… 75
(5) 利用事業収支内訳	… 76
(6) 宅地等供給事業収支内訳	… 76
(7) 福祉事業収支内訳	… 76
(8) 介護事業収支内訳	… 76
(9) 指導事業収支内訳	… 76
IV 経営諸指標	
1. 利益率	… 77
2. 貯貸率・貯証率	… 77
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	… 78
2. 自己資本の充実度に関する事項	… 80
3. 信用リスクに関する事項	… 81
4. 信用リスク削減手法に関する事項	… 84
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	… 84
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	… 84
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	… 85
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	… 85
9. 金利リスクに関する事項	… 86
【JAの概要】	
1. 組織機構図	… 88
2. 役員一覧	… 89
3. 会計監査人の名称	… 90
4. 組合員数	… 90
5. 組合員組織	… 90
6. 特定信用事業代理業者の状況	… 91
7. 地区一覧	… 91
8. 店舗一覧	… 91
9. 沿革・歩み	… 92

ごあいさつ

組合員並びに地域の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年より世界中で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響により世界的規模で経済活動は停滞しており、その影響はいまだ拡大をしており収束の見えない状況にあります。当JAにおいても各事業への影響は大きく、特に生活福祉事業においては大幅な事業量の減少となりました。

このような状況下において、私たちの農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化による離農、担い手不足、そして地域の人口減少に拍車がかかっている状況にあります。またマイナス金利政策は今後も長期的に続くと考えられ、農林中央金庫の奨励施設見直しなどによる信用事業収益低下や、取り巻く経営環境の変化、そしてJA経営基盤の悪化が進んでいます。当JAは自己改革の基本理念である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3本柱を基本に経営基盤強化に取り組み、営農、信用、共済、経済のJAの最大の強みである総合事業を推し進めてまいりました。

特に令和3年度より農畜産物の販売手数料の改定を実施させていただき、農業者の皆さまにはご負担をお願いすることとなりますが、一層の販売強化とサービス提供に取り組みます。また今後においては拠点の統合などによる再編や機構改革を実施し、経営基盤の強化と経営効率化を図る計画であります。

このようななか令和2年度においては経常利益段階では2億26百万円と計画比260%と大きく進捗をすることができましたが、会計処理上による多額の減損損失を計上したため、最終的に令和2年度は21百万円の損失金計上となりました。

また過去の不祥事により平成28年より長期間にわたり要改善JAに指定されておりましたが、昨年12月によりやく要改善JA指定解除となりました。体制整備の確立、コンプライアンス意識の醸成の結果であります。引き続き不祥事未然防止と継続的なコンプライアンス強化に取り組んでまいります。

今後においても私たちの農業を取り巻く状況は厳しいことが予想されますが、私たちJA甘楽富岡は地域に密着し、組合員、利用者の皆さまから選ばれるJA、なくてはならないJAを目指してまいります。

最後に組合員の皆さまには日頃からのJA事業に対してのご理解とご協力に厚く感謝申し上げます。今後ともJAへのご支援を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

1. 経営理念

**JA甘楽富岡は、
農・人・自然が高度に調和した地域づくりのため、
組合員・利用者・地域住民から
第一に選ばれるJAを目指します。**

(解説)

生産者と消費者、供給者と需要者は、これまで互いに利害が対立するものと考えられてきました。それゆえ、生産者協同組合も消費者協同組合も、それぞれの立場から自己目的実現のための努力(自己最適化)を続けてきた歴史があります。しかし、自己最適化を追求した結果はどうなったでしょう。

人は自然との調和を失い、人は自然を破壊し、人は人と対立することになりました。他を省みない自己最適化はやがて行き詰まる。現在はこうした反省に立って立場の異なる者同士がより良い共存を目指そうとしています。

私たちはこうした考えをさらに発展させ、生産者も消費者も相互の立場・利害を超えて真に理解し貢献し合うこと、さらには農・人・自然が高度に調和することによって、これまで得られなかった農と食を基軸にした心のふれあいと地球環境を重視した事業展開や立場の異なるもの同士が対話によって相互理解を深め、住民参画型施策を積極的に展開し、組合員・利用者・地域住民から第一に選ばれるJAを目指します。

2. 経営方針

私どもJA甘楽富岡は、経営の基本に「一人は万人のために・万人は一人のために」(Each for All for Each)という相互扶助の協同組合精神を掲げております。「協同」とは心と力を合わせ、ひとつの目的に進んでいくことです。その目的とは、組合員の皆様はもとよりくすべての人々の平等と幸福の追求であります。また、私どもが立脚している農業は、人間の命をつなぐ作物や家畜を育てるとともに、大気や水や土などのかけがえのない資源をはぐくみ、国土を保全し、伝統や文化を継承して皆様のふるさとを提供するなど多面的な機能を併せ持っています。私どもは、この大切な農業を守り発展させていくために、営農指導・販売・購買・信用・共済・高齢者福祉など様々な活動を行っています。

当JAはこれまでJA自己改革の基本方針「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組んでまいりました。しかしながら農業環境の急速な変化、また人口減少・高齢化など社会変化により一層厳しさを増すばかりです。

現在JA甘楽富岡においても准組合員が60%近くを占めております。しかしこのことを強みと捉え、多彩なサービスを提供することのできる総合事業のメリットを十分に発揮し、准組合員を強力な地域農業応援団として迎え、地域に根差して誰からも一番に選ばれるJAを目指します。

准組合員の活性化は、JA本来の活動の根源となる正組合員(農業者)の農業活動の活性化にも繋がっていきます。特に若手生産者をはじめ、新規就農者・定年帰郷就農者を定着させ、長期に亘り次の世代、さらに次々世代につなげることのできる農業生産者を育成します。

そのために担い手確保と支援を営農の第一の取り組みとして生産トータルコスト低減支援、労働力確保のための労力軽減支援等を実施するとともに、多様なマーケットに対応すべく生産・販売組織再編を進め地域農業の活性化と農業所得増大を図ります。

また、JAの一面だけしか利用していない世代に、まず足を運んでもらう取り組みを第一とします。そのために各部署単位での取り組みでなく、事業組織の横の繋がりを強化し、総合事業の強みを発揮できるオールJAとしての取り組みを強化します。

以上が私どもJA甘楽富岡の基本的な経営方針です。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性会から理事の登用を行っています。また、参与制度を設置し運営の活性化を図っています。

さらに、信用事業(共済事業を含む)・経済事業についてはそれぞれ専任担当の常務理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、組織の強化を図っています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（令和2事業年度）

貯	金	計画	90,650,000	千円	実績	90,402,781	千円	達成率	99.7	%
----------	----------	----	------------	----	----	------------	----	-----	------	---

内訳	要求払貯金	計画	39,219,233	千円	実績	43,410,810	千円	達成率	110.7	%
	定期貯金	計画	48,948,849	千円	実績	44,723,353	千円	達成率	91.4	%
	定期積金	計画	2,481,918	千円	実績	2,268,618	千円	達成率	91.4	%

貸	出	金	計画	11,326,000	千円	実績	12,173,218	千円	達成率	107.5	%
----------	----------	----------	----	------------	----	----	------------	----	-----	-------	---

内訳	証書貸付金	計画	10,635,000	千円	実績	11,514,656	千円	達成率	108.3	%
	当座貸越	計画	156,000	千円	実績	123,561	千円	達成率	79.2	%
	金融機関貸付	計画	535,000	千円	実績	535,000	千円	達成率	100.0	%

長期共済（保有高）	計画	265,000,000	千円	実績	271,035,813	千円	達成率	102.3	%
------------------	----	-------------	----	----	-------------	----	-----	-------	---

内訳	終身共済	計画	95,310,000	千円	実績	104,306,429	千円	達成率	109.4	%
	定期生命共済	計画	1,965,000	千円	実績	2,049,200	千円	達成率	104.3	%
	養老生命共済	計画	25,600,000	千円	実績	21,811,354	千円	達成率	85.2	%
	こども共済	計画	5,740,000	千円	実績	6,087,269	千円	達成率	106.0	%
	医療共済	計画	1,436,000	千円	実績	1,479,100	千円	達成率	103.0	%
	がん共済	計画	288,000	千円	実績	279,500	千円	達成率	97.0	%
	定期医療共済	計画	163,000	千円	実績	157,500	千円	達成率	96.6	%
	介護共済	計画	2,950,000	千円	実績	3,549,956	千円	達成率	120.3	%
	生活障害共済 〈定期年金型〉	計画	-	千円	実績	127,900	千円	達成率	-	%
	年金共済〈定期特約〉	計画	-	千円	実績	185,000	千円	達成率	-	%
	年金共済〈年金保有高〉	計画	4,548,000	千円	実績	4,354,107	千円	達成率	95.7	%
	建物更生共済	計画	127,000,000	千円	実績	126,648,496	千円	達成率	99.7	%

(注) 令和2年度末実績について、計画対実績の達成率を表示するため、年金共済〈年金保有高〉（4,354,107千円）、生活障害共済〈定期年金型〉（127,900千円）を含みます。そのため、P80の実績と差異が生じています。

購	買	計画	3,841,100	千円	実績	3,539,235	千円	達成率	92.1	%
----------	----------	----	-----------	----	----	-----------	----	-----	------	---

内訳	営農購買	計画	2,142,000	千円	実績	2,182,943	千円	達成率	101.9	%
	生活典礼購買	計画	665,000	千円	実績	544,387	千円	達成率	81.9	%
	車輛施設購買	計画	1,034,100	千円	実績	811,901	千円	達成率	78.5	%

販	売	計画	6,973,890	千円	実績	6,843,106	千円	達成率	98.1	%
----------	----------	----	-----------	----	----	-----------	----	-----	------	---

内訳	農産	計画	4,322,800	千円	実績	4,356,987	千円	達成率	100.8	%
	畜産	計画	1,262,090	千円	実績	1,209,261	千円	達成率	95.8	%
	直販	計画	1,389,000	千円	実績	1,276,858	千円	達成率	91.9	%

介護・福祉	計画	114,000	千円	実績	110,703	千円	達成率	97.1	%
--------------	----	---------	----	----	---------	----	-----	------	---

開	発	計画	240,000	千円	実績	161,495	千円	達成率	67.3	%
----------	----------	----	---------	----	----	---------	----	-----	------	---

5. 農業振興活動 — JA協同活動による農業生産の維持拡大と農業所得増大 —

(1) 担い手の確保と支援

- 新規就農者等確保による多様な担い手の拡大
- 担い手経営体への総合事業提案
- 生産トータルコストの低減
- 労働力確保支援及びパッケージセンター機能強化による労力軽減支援
- 協同利用施設の再編整備

(2) 農業生産物の安全・安心の確保

- 栽培履歴の徹底とGAP普及推進
- 農産物安全生産基金の継続

(3) 販売形態の変化に対応した「新たな販売」への挑戦

- 直販体制の再検討
- 多様な販売形態に対応した販売組織の再構築
- 直接販売と市場販売の連携

6. 地域貢献活動

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 「地産地消」運動の取り組み
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- こども食堂への地元食材の提供
- 地域行事への参加
- 管内小学校新1年生への「ランドセルカバー」の配付による交通安全の啓発
- JA共済地域貢献活動 少年野球教室
- 管内小中学校等との連携による農業体験学習会の開催
- 各種農業関連イベントや地域活動への協賛・後援
- リレー・フォー・クリーンTOMIOKA・SEISHI（世界遺産 富岡製糸場清掃活動）への参加
- 高齢者介護福祉活動への取り組み
- 各種ボランティア活動への参加
- 社会保険労務士による年金相談会の実施
- 弁護士による法律相談会の実施
- 税理士による税務相談会の実施
- 絵や作文のコンクールの開催
- 農業用廃ポリ・廃ビニール及び農薬空き容器等の回収
- 富岡市地区赤十字有功会への加入と献血運動への協力
- JAグループによる災害支援（募金活動）

(2) 地域密着型金融への取り組み

- 農業者等の経営支援に関する態勢整備
- 地域活性化のための融資を始めとする支援
- ライフサイクルに応じた担い手支援
- 担い手に適した資金供給手法の取り組み

(3) 事業継続計画（BCP）の整備

(4) 利用者ネットワーク化への取り組み

- JA高齢者生活支援事業（ホームヘルプ・介護サービスの実施）

(5) 情報提供活動

- 組合員広報誌「みどりの風」の発行
- JA甘楽富岡ホームページによる情報の発信
(<http://www.jakantomi.or.jp/>)

7. リスク管理方針

(1) 趣旨

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものです。当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行います。

(2) 基本的な考え方

① リスクの定義

当組合におけるリスクとは、『経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度』をいいます。当組合は、組合員の皆様への貢献を目的に、安定的な収益を確保するため不確実性を内包した信用・共済・経済事業など、様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務であります。

② リスク特性等

当組合は、信用、共済、経済事業を一体で担う総合事業を営む金融機関としての性格を有しており、金融機関としてのリスクのほか、経済事業に伴う投資・在庫リスク等を抱えています。

なお、経済事業等の事業リスク等については、リスク量の計測手法等が確立されておらず、その妥当性の検証が困難であることから、事業リスクについてはリスク量の計測手法とはせず、事業計画の進捗管理を通じたP D C Aサイクルの実践の中でリスク管理を行うこととします。

③ リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命・役割を果たすことが困難な状態となります。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、『経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと』であります。

④ 管理対象リスク

当組合において管理するリスクとその定義は次のとおりとします。

ア 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

イ 市場リスク

市場リスクとは、金利の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク）、ならびに有価証券等の価格および為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスク（価格変動リスク）をい

ます。

ウ 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

エ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、役職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりの事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク（事務リスク）をいいます。

オ 事業リスク

事業リスクとは、当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいいます。

(3) リスク量計測手法

ア 信用リスク量

信用リスク量は、標準的手法によって算出された信用リスクアセットの額の合計額に8%を乗じて算出される額とします。

イ 金利リスク量

金利リスク量は、標準的金利ショック（上下200bpの平行移動）によって算出される経済価値の低下額とします。

ウ 価格変動リスク量

価格変動リスク量は、大蔵省告示に定める標準的手法（マチュリティ法）に基づいて算出される額またはB P Vの額とします。

エ オペレーショナル・リスク量

オペレーショナル・リスク量は、基礎的手法（1年間の粗利益に0.15を乗じて得た額の直近3年間の平均値）によって算出される額とします。

(4) リスク管理の方法

当組合のリスク管理は、(2)④に掲げたリスクについて行い、(3)に掲げたリスクの量的管理については定期的にリスク量を計測する方法で管理を行います。

ア 信用リスク

リスク管理室において、個別貸出先の信用リスクのみならず、業種集中・大口集中・金利条件の偏在等全体としてのリスク構造をふまえたリスク管理を行います。

また、「資産査定要領」に基づく正確な査定と「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づく正確な償却・引当を行うこととし、不良債権については処

理方針を理事会で決定し円滑な処理を行います。

イ 金利リスク

金融共済部において、貯金や貸出金、有価証券、預金を含めたALM管理のなかで行います。

ウ 流動性リスク

金融共済部において、貯金・貸出金などの資金動向、当座預金・通知預金などの決済性資金の管理や定期預金の期日管理などにより、安定的に手元流動性を確保します。

エ オペレーショナル・リスク

業務プロセスにかかる事務リスクは「自主検査要領」に基づく自主点検結果をふまえた臨店指導や事務マニュアルの整備、事務研修会の実施等により管理します。

人的要因にかかるリスクは、「連続職場離脱実施要領」に基づく連続職場離脱の実績、教育研修計画の進捗状況の確認により管理します。

また、不祥事案、苦情等の案件については総務企画部において管理し、「不祥事対応要領」、「苦情等対応要領」により調査・報告を行います。

なお、不祥事案等に該当しない事務ミス等については総務企画部で管理し、「事務リスク管理要領」により報告・対応を行います。

オ 事業リスク

総務企画部において作成する実績検討書に基づく予算統制により管理します。

(5) リスク管理体制

① 理事会

理事会は、この方針に基づき管理対象リスクが適切に管理されているかの検証を定期的に行うとともに、リスク管理委員会からのリスク情報に基づき、各種リスクを適時適切に把握し、それをふまえたリスク管理方針を審議・決定します。

② リスク管理委員会（常勤役員会）

JA経営に内包するすべてのリスクを総合的に管理し、対応策を検討するため、リスク管理委員会を設置します。この委員会は、常勤役員会（委員長は組合長とし、必要に応じて関係部門長を招集することができる。）で構成し、リスク管理の方針の変更を行う場合、組合のリスク管理において急を要する事象が発生した場合に開催します。

③ ALM委員会

理事会等のもとに、金利リスク、流動性リスク、その他のリスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するALM委員会を設置します。ALM委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める設置要領によります。

④ コンプライアンス委員会

理事会等のもとに、オペレーショナル・リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するコンプライアンス委員会を設置します。コンプライアンス委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める運営要領によります。

⑤ 貸出金審査委員会・債権流動化委員会

理事会等のもとに、信用リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する貸出金審査委員会・債権流動化委員会を設置します。貸出金審査委員会および債権流動化委員会の構成、協議事項、運営手続き等は別に定める設置要領によります。

⑥ 経営会議

理事会等のもとに、事業リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する経営会議を設置します。

⑦ リスク統括部署

管理対象リスクごとに以下のとおりリスク統括部署を設け、事務局として前述の委員会を開催し、各種リスクの実態と当該リスクの評価・分析と対応先の協議を行います。

管理対象リスク	統括部署	協議検討機関
信用リスク	リスク管理室	貸出金審査委員会・債権流動化委員会
金利リスク	金融共済部	A L M委員会
流動性リスク	金融共済部	A L M委員会
オペレーショナル・リスク	総務企画部	コンプライアンス委員会
事業リスク	総務企画部	経営会議

⑧ 監事会

監事会は、経営に内在するリスクを把握するとともに、リスク管理態勢の整備状況および的確なリスク管理に基づく業務運営の実施状況等について監査します。

○ 令和2年度監事監査実施状況（被監査部署 全部署：実施延べ人員 186名）

⑨ 内部監査部署

当組合全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性を検証するとともに改善等の勧告を行う部門として監査室を位置づけます。

○ 令和2年度内部監査実施状況（被監査部署 全部署：実施延べ人員 287名）

(6) 報告体制

リスク情報の報告体制、手順は以下のとおりとします。

ア 本所各部署は、所管する事業に内在する全てのリスク情報を定期的にリスク管理統括部署に報告することとします。ただし、経営に重大な影響を与えると認められるリスクが顕在化または顕在化しそうな場合は、直ちにリスク管理統括部署へ報告します。

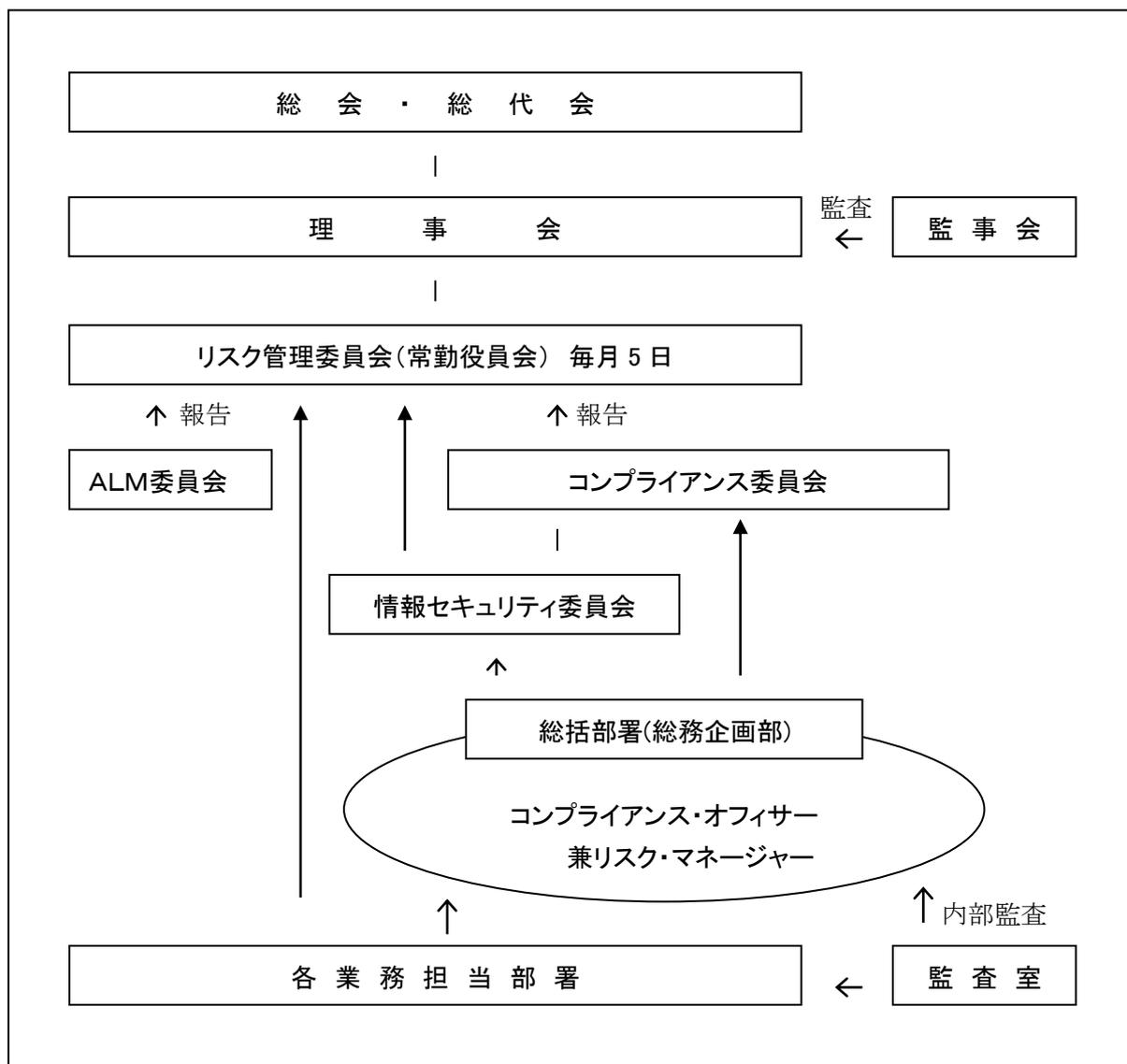
イ リスク管理統括部署は評価・分析を行い、定期的に協議検討機関へ報告します。

ウ 協議検討機関は、協議結果を含めて必要に応じ、理事会および監事会へ報告します。

(7) 環境変化への対応

- ① 経営をとりまく経済情勢や金融環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行います。
- ② リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえでリスクコントロールを行います。

リスク管理体制イメージ図



8. コンプライアンス（法令遵守）の体制

（1） コンプライアンス基本方針

J A甘楽富岡は、相互扶助の理念に基づき、農畜産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

J A甘楽富岡が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

コンプライアンス基本方針

1. 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人ひとりが、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行します。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

(2) 役職員の行動規範

J Aは、特に安全・安心な農畜産物の安定的な供給源としての役割や金融機関としての役割など、公共性の高い事業を行っており、ひとたびJ Aの使命・責任を忘れた業務運営がもたらす法令等の違反や不祥事が生じれば、地元の「信頼」のみならず、J Aグループ全体の「信頼」を損なうことにつながります。

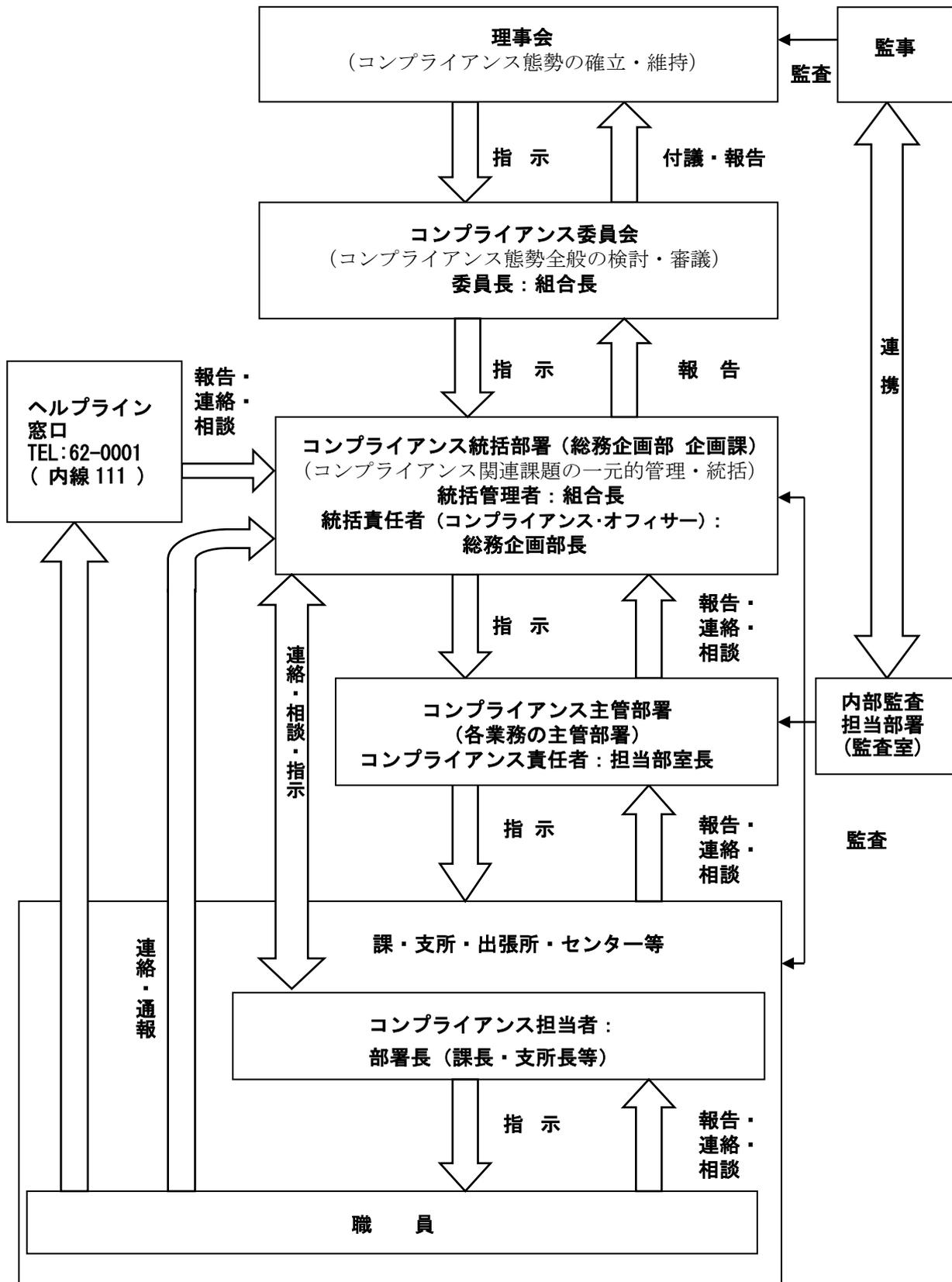
J Aの「信頼」を守っていくため、役職員一人ひとりが、J Aの使命・責任を果たす一翼を担っていることを深く認識し、責任と誇りを持って業務を遂行していくため、以下の役職員行動規範を定めます。

役職員行動規範

1. J Aは、組合員・地域農業・地域社会の発展のために尽くすという基本的使命と社会的責任を有しており、私たちは、それを果たすために必要な事業・活動を担う1人の役職員である自覚と責任を持ち、日常の職務を全うしなければならない。
2. 私たちは、組合員・地域社会からの「信頼」を得るため、組合員・利用者の声を受け止める努力を通じ、J A経営の健全性やサービスの質的向上に向けた創意工夫と努力を、常に怠ってはならない。
3. 私たちは、J Aの事業・活動を担う職業人であることを常に自覚し、自らの役割をしっかりと理解したうえで、それぞれの職務に専念しなければならない。
4. 私たちは、組合員・地域からの「信頼」を得るため、正確かつ迅速な業務処理と積極的な業務遂行を行うよう、心がけなければならない。
5. 私たちは、職務上知り得た組合員・取引先の秘密やJ Aの経営上の秘密を、在職中は言うに及ばず、退職後においても厳に保持しなければならない。
6. 私たちは、法令・定款・内部規定等を十分に理解し、コンプライアンスの実現に向け、適正な業務処理に努めなければならない。
7. 私たちは、職業人として公私の区別をはっきりとさせ、個人の感情で差別することのないよう、公正に処理しなければならない。
8. 私たちは、勤務中はもとより、勤務外の私生活においても、組合の名誉や信用を損なうような行為や、J Aの利益に反するような行為を慎まなければならない。
9. 安全で衛生的な職場環境の維持に努めるとともに、偏見や差別のない明るく活気に溢れた職場環境となるよう心がけ、相談・報告がしやすく働きやすい職場づくりに努めなければならない。
10. 私たちは、消費者に安全・安心で信頼される農畜産物・商品の供給に努めなければならない。

(3) コンプライアンス推進体制

【体制図】



9. ADR制度への対応

① 苦情処理措置の概要（信用事業）

JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について

甘楽富岡農業協同組合

苦情処理措置の概要

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

本所金融課	0274-64-1560	富岡中央支所	0274-64-2021
富岡西支所	0274-64-2031	かぶら支所	0274-67-2008
富岡南支所	0274-64-2011	妙義支所	0274-73-2314
下仁田支所	0274-82-4531	西牧出張所	0274-84-2321
なんもく支所	0274-87-2217	甘楽支所	0274-74-3326

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- 4 JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

JAバンク相談所

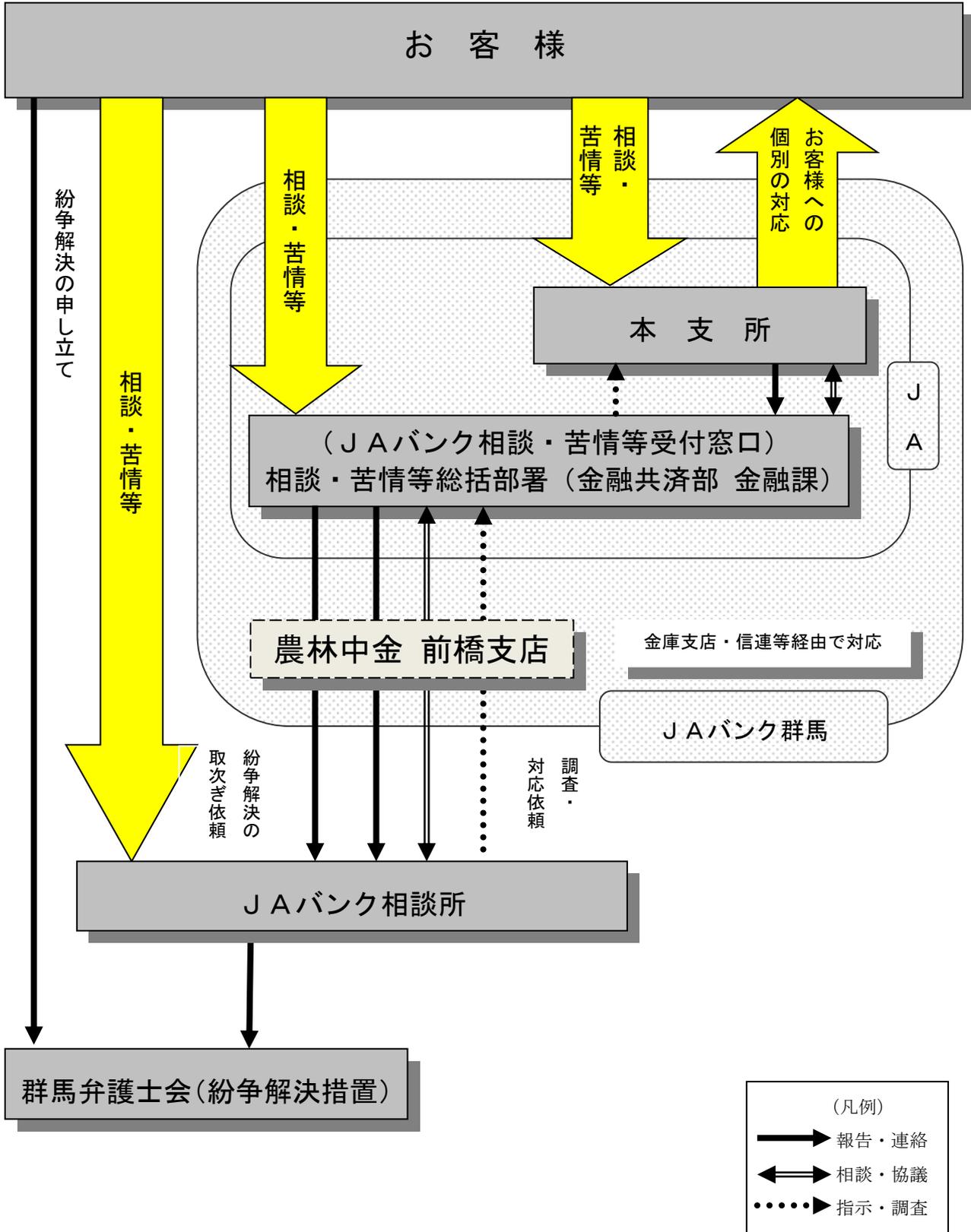
電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

苦情等受付・対応態勢

当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



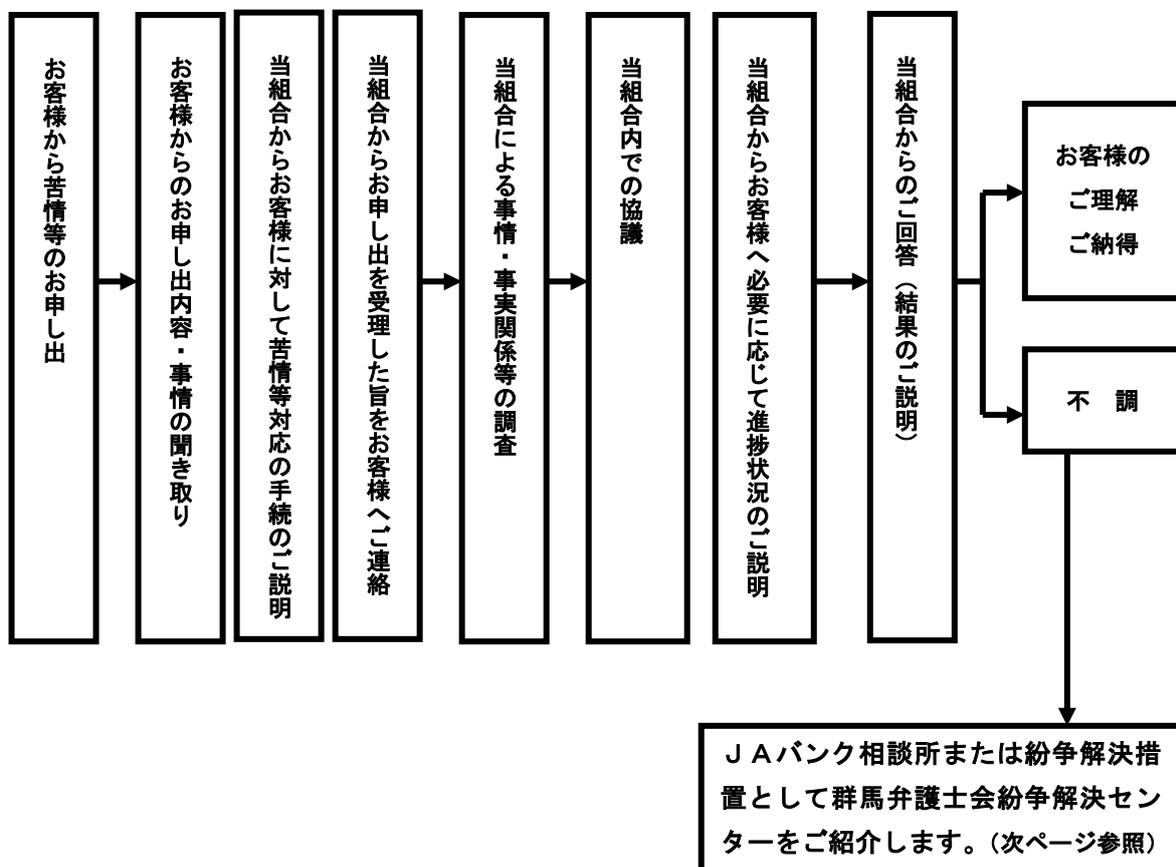
お客様からの信用事業にかかるお申し出に対する対応について

[当組合の内部規則（苦情等対応要領）の概要]

甘楽富岡農業協同組合

- 1 お客様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支所で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間にあっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

[標準的な手続の流れ]



紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用できます。

群馬弁護士会紛争解決センター

電話番号：027-234-9321

受付時間：午前10時～午後5時

（土日祝祭日を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

JAバンク相談・苦情等受付窓口

金融共済部 金融課

電話番号：0274-64-1560

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

② 苦情処理措置の概要（共済事業）

皆さまの声を、私たちにお届けください

苦情処理措置

当組合では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、当組合は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 当組合は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 当組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、当組合のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

共 済 課	0274-64-4566	富岡中央支所	0274-64-2021
富岡西支所	0274-64-2031	かぶら支所	0274-67-2008
富岡南支所	0274-64-2011	妙義支所	0274-73-2314
下仁田支所	0274-82-4531	西牧出張所	0274-84-2321
なんもく支所	0274-87-2217	甘楽支所	0274-74-3326

受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝祭日及び12月30日～1月4日を除く)

- ご利用者の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。なお、JA共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

電話番号：☎ 0120-536-093

受付時間：9：00～18：00（月～金曜日）、9：00～17：00（土曜日）

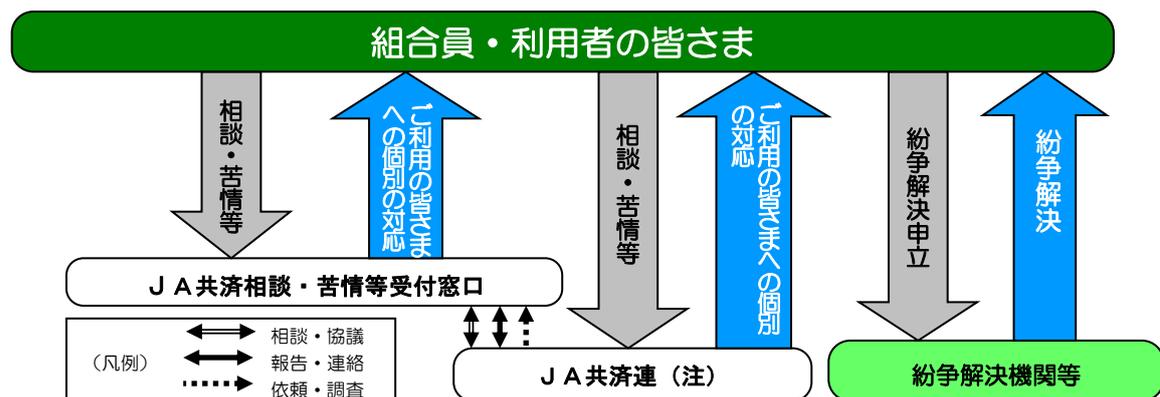
※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・利用者の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



(注) JA共済連は県本部・全国本部（JA共済相談受付センター）をいいます。

紛争解決措置

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当組合は下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当組合にお問い合わせください。

- ・ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構
- ・ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- ・ 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <http://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号：03-5368-5757
受付時間：9：00～17：00
(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

※自動車事故の賠償
にかかわるものは、
お取り扱いして
いません。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

(認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号)

2. 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠償共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠償共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <http://www.jcstad.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

5. 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続(和解斡旋手続・裁定手続)および見解表明手続を行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

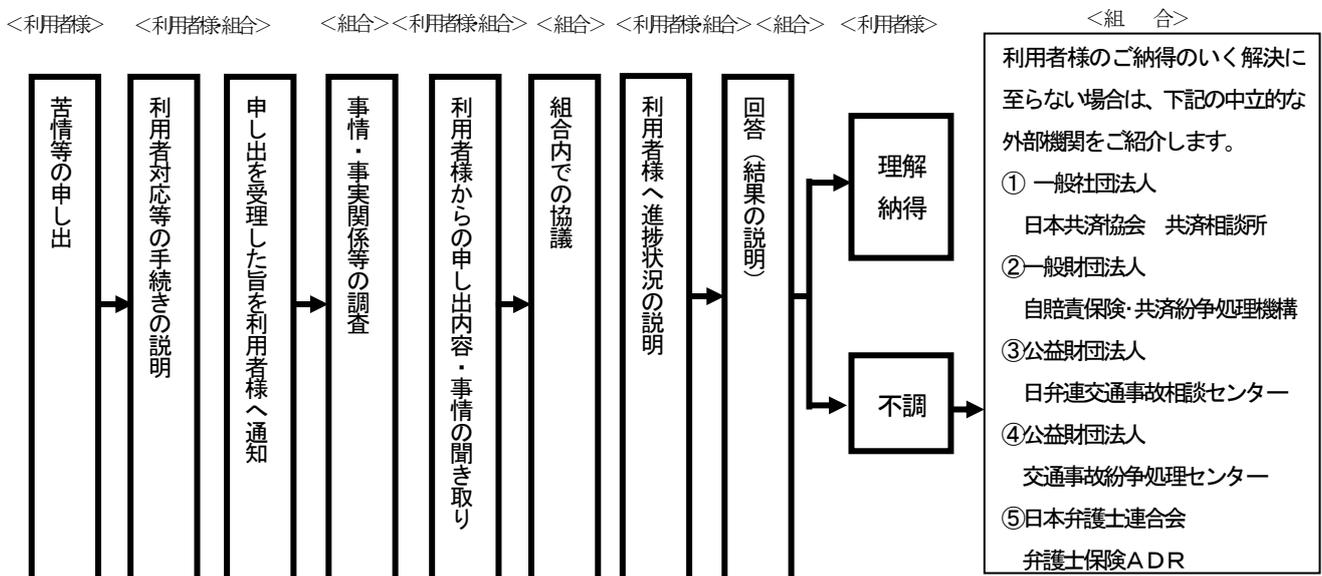
利用者様からの共済事業にかかるお申し出に対する対応について

甘楽富岡農業協同組合

[当組合の苦情等対応要領の概要]

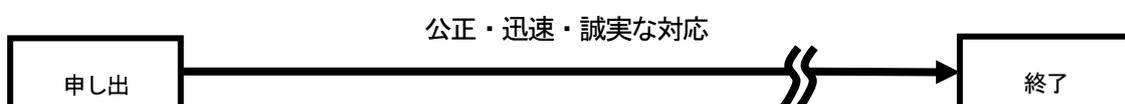
1. 利用者様からの共済事業にかかる相談・苦情等については、当組合の本支所で受け付け、原則として当該相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
 ただし、相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当組合は、相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
 また、必要に応じてJA共済連に解決支援を要請し、JA共済連と連携して迅速な解決に努めます。
3. 利用者様からの相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、申し出内容・事情等を充分聞き取り、できるだけ利用者様の理解と納得を得て解決することを目指します。
4. 利用者様のご納得のいく解決に至らない場合は、利用者様に対して適切な外部機関を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供します。
5. 当組合は、外部機関の手続およびその結果について尊重・遵守します。

[標準的な手続の流れ]



※ 当組合は外部機関の手続係属中も、利用者様に、必要に応じて資料の提供や説明を行います。

※ 内容や状況により、訴訟による解決となる場合があります。



10. 個人情報保護方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

(2) 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

(3) 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

(4) 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

(5) 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(6) 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(7) 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示請求、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

(8) 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(9) 継続的改善

当組合は、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針に基づき個人情報の取扱いについて継続的な改善に努めます。

1 1. 情報セキュリティ基本方針

甘楽富岡農業協同組合は、組合員・利用者等に対する継続的かつ安定的なサービスの提供を確保するとともに、より一層の安全、安心及び信頼の下にサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

1 2. 利益相反管理方針

J A甘楽富岡（以下、「当 J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

（1）対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

（2）利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

① お客さまと当 J Aの間の利益が相反する類型

〔取引例〕

- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

② 当 J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

〔取引例〕

- 農業法人等の買収において、当 J Aが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

（3）利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- ① 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- ② 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- ③ 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- ④ 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- ⑤ 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

(4) 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- ④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(5) 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

(6) 利益相反管理体制

- ① 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- ② 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

(7) 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

13. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、群馬県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

※ 「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

1 4. J Aバンク利用者保護等管理方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

15. 金融円滑化にかかる基本的方針

当JA甘楽富岡（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

16. 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

(1) 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守します。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行います。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行います。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。

- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。

(5) 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備します。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。

(6) 組合における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行します。

(7) 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めます。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

17. 自己資本の状況

○. 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

しかしながら令和2年度は、多額の減損損失の計上とそれに伴う土地再評価差額金取崩により欠損金を計上し、自己資本比率は、10.89%となりました。

18. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和3年6月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 (普通貯金・総合口座無利息型決済用)	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。 利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金自由ですが、 出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 (据置期間は1年)	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等	
スーパー定期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年・4年・5年・7年・10年ものは、半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。	
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは1,000万円以上1円単位です。	
変動金利定期貯金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。	
積立式定期貯金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。	①エンドレス型 1円以上1円単位です。	
		②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	②満期日指定型 1円以上1円単位です。	
定期積金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは1,000円以上1円単位です。	
財形貯金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。			
	財形住宅貯金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上	お預け入れは、1円以上です。
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年	お預け入れは、1円以上です。
一般財形貯金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上	お預け入れは、1円以上です。	

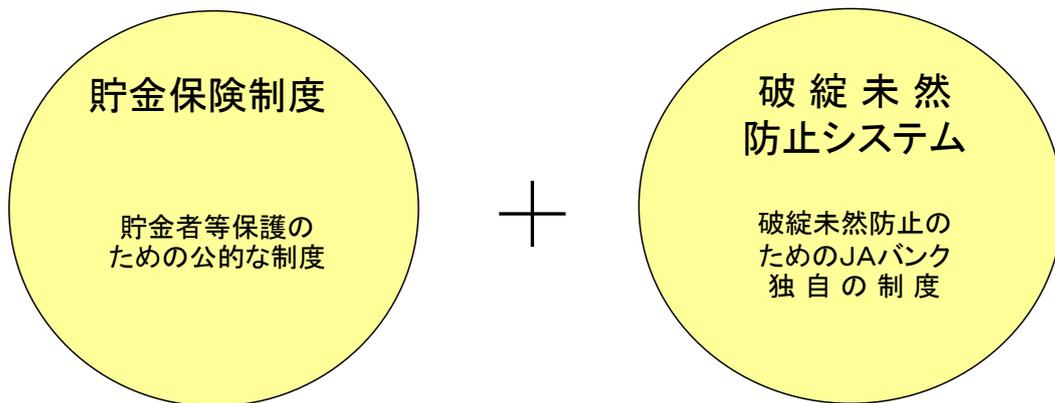
※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

JAバンク・セーフティーネット

JAバンクは、JAバンク会員（JA・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるようJAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JAバンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業推進（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。

JAバンクでは、「貯金保険制度」と「破綻未然防止システム」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより組合員・利用者の皆様により一層の「安心」をお届けします。



JA・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取り組みに必要なサポート（資本注入など）を行います。

また、万一緊急な事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助なども公的な制度である貯金保険制度と連携して行います。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

貯金等の分類		保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金(注1) (利息のつかない等の3要件を満たす貯金)
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券(リツノーワイド等の保護預り専用商品)等(注2)	一般貯金等 (決済用貯金以外の貯金)
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券(ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品)等	保護対象外 (破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。))

(注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(注2) このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(注3) 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫(農林水産事業、国民生活事業)、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

一般資金等ご融資(主なもの)

(令和3年6月1日現在)

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。 (一定の審査をいたします。)	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和3年6月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保 証	利 率	
住 宅 ロ ー ン	20歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	住宅の新築・購入(中古含む)・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～10,000万円(1万円単位)	3年～40年(借換の場合、借換対象ローンの残存期間内)	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済	県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利	
教 育 ロ ー ン	20歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設(国の教育ローンの対象校)に就学予定、または就学中の子を持つJAの組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位)	6か月以上最長15年(在学期間+9年)以内(据置期間含む)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利	
	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設(国の教育ローンの対象校)に就学予定、または就学中の子を持つ方となります。		10万円～700万円(10万円単位)		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③元金据置返済			三菱UFJニコス(株)
	20歳以上65歳以下で、最終返済時の年齢が70歳未満の教育施設(国の教育ローンの対象校)に就学予定、または就学中の子を持つ方となります。		10万円～500万円(1万円単位)但し、医科大学等は1,000万円以内		6か月以上16年10か月以内(元金据置期間含む)			(株)ジャックス
多 目 的 ロ ー ン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJAの組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。(ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。)	10万円～500万円(1万円単位)	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利	
	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の方となります。		10万円～500万円(1万円単位)			6か月～10年(1か月単位)		三菱UFJニコス(株)
	20歳以上で最終返済時の年齢が70歳以下のJAの組合員の方となります。		10万円～500万円(1万円単位)			6か月～10年(1か月単位)		(株)ジャックス
マイカー ロ ー ン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJAの組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位)所要金額の範囲内	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③元金据置返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利	
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。					三菱UFJニコス(株)		
	18歳以上で、実行時年齢が70歳以下の方となります。					(株)ジャックス		
クローバ ロ ー ン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJAの正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。(ただし、負債整理資金、共済未払金、経済未払金は除きます。)	10万円～300万円(1万円単位)	1か月～5年(うち据置期間は6か月以内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利	
カ ー ド ロ ー ン (約定返済型)	20歳以上65歳未満(但し、契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方)で、最終返済時の年齢が70歳未満のJAの組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～300万円(10万円単位)	1年(自動更新)	①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③カードローン口座にご入金いただければ自動的に返済されます。	県農業信用基金協会	変動金利	
	20歳以上で、70歳未満の方となります。		10万円～500万円(10万円単位)			三菱UFJニコス(株)		

- ※ 1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。
 2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。
 3. 住宅ローンでは、建物および敷地に(根)抵当権を設定させていただきます。また、建物には火災共済(保険)を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和3年6月1日現在）

金融機関名	資金名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育資金

※ このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJA・農林中金をはじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（3年固定利付債、5年固定利付債、10年変動利付債）、新窓販国債（2・5・10年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のJAのATMや他金融機関等との提携によるATM入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全JAにおいてICキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和3年6月1日現在）

項目	サービス内容
JAキャッシュサービス※	JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、JAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソン銀行ATM、JFマリンバンクのATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。（セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行ATMではご入金も無料でご利用が可能です。）
ICキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにICチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
JAカード	JA独自の多彩な特典を備えた「JAならではの」のクレジットカードで、ICチップを搭載したJAカードは、お客さまに安全をお届けいたします。また、ICキャッシュカードと一緒にになった一体型カードもございます。
JAネットバンク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンまたは、スマートフォン・携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給与受取サービス	JAバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約7,300店舗、平日日中に無料で利用できる提携ATMが約70,200台（2020年3月31日現在 JAバンクATM含む JAバンク調べ）あります。
年金受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、JAバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自動支払サービス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認下さい。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料(消費税10%相当額を含む)を掲載しています。

(令和3年6月1日現在)

(1) CD・ATM利用手数料(1件あたり)

① JAのCD・ATMをご利用の場合

利用カード	利 用 時 間			手 数 料
全国のJA のキャッシュカード	全 日	出 金	8:00 ~ 21:00	無 料
		入 金	8:00 ~ 21:00	無 料
提携金融機関 のキャッシュカード (銀行・信金・信組 等)	平 日	出 金	8:00 ~ 8:45	220 円
			8:45 ~ 18:00	110 円
			18:00 ~ 21:00	220 円
	土曜日	出 金	8:00 ~ 14:00	110 円
			14:00 ~ 21:00	220 円
日曜・祝日	出 金	8:00 ~ 21:00	220 円	
三菱東京UFJ銀行 のキャッシュカード	平 日	出 金	8:00 ~ 8:45	110 円
			8:45 ~ 18:00	無 料
			18:00 ~ 21:00	110 円
	土曜・日曜・祝日	出 金	8:00 ~ 17:00	110 円
クレジットカード (自動キャッシング)	キャッシングサービスご利用のATM手数料はクレジットカード会社により異なりますので、詳しくはカード発行会社(カード裏面に記載)にお問い合わせください。			

② ゆうちょ・セブン銀行・ローソン・イーネットのATMをご利用の場合

利用ATM	利 用 時 間			手 数 料
ゆうちょATM	平 日	入出金	8:45 ~ 18:00	110 円
			土曜日	入出金
	上記以外	入 金	—	110 円
			出 金	—
セブン銀行ATM ローソンATM イーネットATM	平 日	入出金	8:00 ~ 8:45	110 円
			8:45 ~ 18:00	無 料
			18:00 ~ 21:00	110 円
	土曜日	入出金	8:00 ~ 9:00	110 円
			9:00 ~ 14:00	無 料
			14:00 ~ 21:00	110 円
日曜・祝日	入出金	8:00 ~ 21:00	110 円	

※ 主な提携ATMを掲載しています。詳しくは「JAバンクホームページ」をご覧ください。

稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引が出来ない場合がございます。詳しくは、ご利用ATMの掲示等でご確認下さい。

※ イーネットATMは、ファミリーマート・セーブオン・ミニストップ等のコンビニに設置されています。

(2) 貯金関係手数料(1件あたり)

区 分	取扱内容	基 準	手 数 料
再発行手数料	通帳・証書	1 通	1,100 円
	一体型カード	1 枚	1,100 円
	I Cキャッシュカード	1 枚	1,100 円
	ローンカード	1 枚	1,100 円
残高証明書発行手数料		1 通	550 円
手形・小切手発行手数料	小切手帳	50 枚	440 円
	自己宛小切手	1 枚	550 円
	約束手形	1 枚	550 円
マル専手形口座開設手数料			3,300 円
口座振替手数料(依頼件数1件につき)			55 円
国債口座管理手数料(月額)		1 口座	無 料
J Aネットバンク基本手数料(個人・月額)		1 口座	無 料
個人情報開示事務手数料		1 事業部門	500 円 <small>プラス実費(コピー代・郵送料等)</small>
取引履歴明細手数料	異動明細表(元帳) (マイクロフィッシュ)	1 口座	3,300 円
	口座別取引異動明細 (異動明細システム) (H11.1.1~H15.9.15)	1 口座	550 円
	取引履歴明細表 (JASTEMシステム)	1 口座	550 円

(3) 為替関係手数料(1件あたり)

区 分	取扱内容	金 額 区 分	手 数 料			
			窓口	ATM	個人 ネットバンク	法人 ネットバンク
振込手数料	当JA宛 (自店)	3万円未満	無 料	無 料	無 料	無 料
		3万円以上	無 料	無 料	無 料	無 料
	当JA宛 (僚店)	3万円未満	110 円	無 料	無 料	無 料
		3万円以上	220 円	無 料	無 料	無 料
	系統宛 (文書扱いを含む)	3万円未満	220 円	110 円	110 円	220 円
		3万円以上	440 円	330 円	220 円	440 円
他行宛 (文書扱いを含む)	3万円未満	550 円	440 円	220 円	440 円	
	3万円以上	770 円	660 円	440 円	660 円	
代金取立手数料 (隔地間)	系統宛	普通	440 円	-	-	-
		他行宛	660 円	-	-	-
	普通 至急	880 円	-	-	-	
その他諸手数料	振込組戻料		660 円	-	-	-
	不渡手形返却料		660 円	-	-	-
	取立手形組戻料		660 円	-	-	-
	取立手形店頭呈示料		660 円	-	-	-

(4) 両替手数料・硬貨入金手数料

枚 数	1~100枚	101~1,000枚	1,001~2,000枚	2,001枚以上
手 数 料	無 料	330 円	660 円	660円+2,000枚 を超える分 1から1,000枚毎 に330円加算す る。

※ 両替枚数は、持込または受取枚数のいずれか多い枚数とさせていただきます。
ただし、同一金種の新券への交換、記念硬貨の交換、汚損した現金の交換は無料です。

(5) 融資関係手数料

取扱内容		基準	手数料
融資手数料		1件あたり	2,200 円
条件変更手数料		1件あたり	5,500 円
一部繰上償還手数料	住宅ローン	1件あたり	無 料
全額繰上償還手数料		1件あたり	3,300 円
	住宅ローン・資産管理事業資金	1件あたり	33,000 円
	住宅ローン・資産管理事業資金を当JAで借換した場合	1件あたり	2,200 円
金利選択型JA住宅ローン金利種目変更手数料		1件あたり	5,500 円
証明書	残高証明書発行手数料	1件あたり	550 円
	利息支払い証明書発行手数料	1件あたり	550 円
	融資予定証明書発行手数料	1件あたり	5,500 円
	その他証明書発行手数料	1件あたり	550 円
その他	債務者の委託を受けた謄本・公図の購入閲覧	1件あたり	実費+110 円

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

● 長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
一時払終身共済	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
引受緩和型終身共済	健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
定期生命共済	万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
引受緩和型医療共済	健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
がん共済	一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

一時払介護共済

まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

特定重度
疾病共済

身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。

生活障害共済

病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）とまとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。

予定利率変動型
年金共済

老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。

養老生命共済

万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

子ども共済

お子さまの将来の進学時の学費や将来の資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

建物更生共済

火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。

● 短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

自動車共済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

自賠償共済

法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

傷害共済

日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

火災共済

住まいの火災損害を保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金等で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、自動車・LPガス・食料品・衣料品の供給、葬祭業務なども取扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算等、ほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業の要として取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 宅地等供給事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をJAのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をJAでは宅地等供給事業として行っています。これはJAが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 JAが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡または貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 JAが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡または貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 JAが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡または貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもJAでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

JAでは、組合員の営農に必要な共同利用施設を設置し、組合員にご利用いただいています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（蒔蒔）して組合員に引き渡しを行っています。

● 介護・福祉事業

高齢者が安心して暮らせる地域づくりをめざして、行政受託による高齢者福祉事業および介護保険指定事業者として居宅介護支援・訪問介護・福祉用具貸与等の事業を行っています。

● その他

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (令和2年2月29日 現在)	令和2年度 (令和3年3月28日 現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	88,974,904	88,983,056
(1) 現金	397,917	349,156
(2) 預金	76,482,664	73,999,649
系統預金	76,470,993	73,975,218
系統外預金	11,670	24,430
(3) 有価証券	299,943	2,196,259
国債	-	1,896,310
地方債	299,943	299,949
(4) 貸出金	11,531,324	12,173,218
(5) その他の信用事業資産	413,283	404,453
未収収益	398,798	382,709
その他の資産	14,484	21,744
(6) 貸倒引当金	△ 150,228	△ 139,680
2. 共済事業資産	3,925	3,065
(1) 共済貸付金	-	-
(2) 共済未収利息	-	-
(3) その他の共済事業資産	3,925	3,065
(4) 貸倒引当金	-	-
3. 経済事業資産	669,710	619,294
(1) 経済事業未収金	355,329	332,721
(2) 経済受託債権	64,845	67,579
(3) 棚卸資産	150,104	124,322
購入品	71,247	62,046
宅地等	50,089	33,879
その他の棚卸資産	28,766	28,396
(4) リース投資資産	18,210	18,761
(5) その他の経済事業資産	91,067	85,560
(6) 貸倒引当金	△ 9,846	△ 9,651
4. 雑資産	385,559	350,166
5. 固定資産	3,222,005	2,949,498
(1) 有形固定資産	3,219,235	2,943,805
建物	4,373,821	4,298,238
機械装置	453,896	435,286
土地	2,293,943	2,147,537
その他の有形固定資産	1,493,447	1,348,874
減価償却累計額	△ 5,395,873	△ 5,286,130
(2) 無形固定資産	2,769	5,693
6. 外部出資	3,981,675	3,944,375
系統出資	3,792,821	3,792,821
系統外出資	188,854	151,554
7. 繰延税金資産	25,088	33,784
資 産 合 計	97,262,868	96,883,241

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (令和2年2月29日 現在)	令和2年度 (令和3年2月28日 現在)
(負債の部)		
1. 信用事業負債	90,934,878	90,658,433
(1) 貯 金	90,634,634	90,402,781
(2) 借 入 金	42,719	66,214
(3) その他の信用事業負債	257,524	189,437
未払費用	20,471	14,487
その他の負債	237,053	174,949
2. 共済事業負債	467,278	576,622
(1) 共済借入金	-	-
(2) 共済資金	249,882	356,737
(3) 共済未払利息	-	-
(4) 未経過共済付加収入	214,075	214,249
(5) 共済未払費用	1,467	2,904
(6) その他の共済事業負債	1,852	2,731
3. 経済事業負債	562,579	606,112
(1) 経済事業未払金	309,465	374,160
(2) 経済受託債務	60,859	49,893
(3) その他の経済事業負債	192,255	182,059
4. 雑 負 債	525,000	446,774
(1) 未払法人税等	8,245	33,696
(2) 資産除去債務	-	-
(3) その他の負債	516,754	413,078
5. 諸引当金	108,570	77,949
(1) 賞与引当金	30,077	25,925
(2) 退職給付引当金	69,386	44,205
(3) 睡眠貯金払戻損失引当金	9,106	7,818
6. 再評価に係る繰延税金負債	231,514	230,252
負 債 合 計	92,829,822	92,596,145
(純資産の部)		
1. 組合員資本	4,037,726	3,827,818
(1) 出資金	1,229,794	1,209,022
(2) 利益剰余金	2,854,326	2,671,212
利益準備金	2,156,813	2,173,813
その他利益剰余金	697,513	497,399
リスク管理強化積立金	500,000	350,000
当期末処分剰余金	197,513	147,399
(うち当期剰余金)	(82,000)	(△ 21,830)
(3) 処分未済持分	△ 46,394	△ 52,416
2. 評価・換算差額等	395,319	459,277
(1) その他有価証券評価差額金	-	△ 85,937
(2) 土地再評価差額金	395,319	545,215
純 資 産 合 計	4,433,046	4,287,095
負 債 及 び 純 資 産 合 計	97,262,868	96,883,241

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (平成31年3月1日～令和2年2月29日)		令和2年度 (令和2年3月1日～令和3年2月28日)	
1. 事業総利益		2,355,239		2,241,311
事業収益	6,235,262		5,787,609	
事業費用	3,880,023		3,546,297	
(1) 信用事業収益		592,686		551,152
資金運用収益	554,912		519,026	
(うち預金利息)	(370,072)		(353,983)	
(うち有価証券利息)	(5,203)		(8,193)	
(うち貸出金利息)	(155,880)		(146,274)	
(うちその他受入利息)	(23,755)		(10,574)	
役務取引等収益	21,768		20,414	
その他経常収益	16,005		11,712	
(2) 信用事業費用		70,165		47,637
資金調達費用	34,571		22,004	
(うち貯金利息)	(24,513)		(15,074)	
(うち給付補填備金繰入)	(9,174)		(5,312)	
(うち借入金利息)	(78)		(103)	
(うちその他支払利息)	(804)		(1,513)	
役務取引等費用	11,031		10,658	
その他経常費用	24,562		14,973	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 12,170)		(△ 10,547)	
信用事業総利益		522,520		503,514
(3) 共済事業収益		703,132		682,632
共済付加収入	646,477		627,294	
共済貸付金利息	3			
その他の収益	56,651		55,338	
(4) 共済事業費用		39,478		36,064
共済借入金利息	3			
共済推進費	32,662		30,017	
共済保全費	3,261		2,890	
その他の費用	3,550		3,156	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 7)		()	
共済事業総利益		663,654		646,568
(5) 購買事業収益		4,249,164		3,770,618
購買品供給高	3,960,517		3,539,235	
修理サービス料	57,302		55,743	
その他の収益	231,344		175,639	
(6) 購買事業費用		3,507,029		3,152,005
購買品供給原価	3,370,271		3,025,958	
購買品供給費	110,515		100,600	
修理サービス費	426		420	
その他の費用	25,815		25,026	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 4,941)		(△ 257)	
購買事業総利益		742,135		618,613
(7) 販売事業収益		401,640		418,494
販売手数料	366,868		381,988	
その他の収益	34,771		36,506	
(8) 販売事業費用		212,847		195,282
販売費	195,582		175,399	
その他の費用	17,264		19,883	
(うち貸倒引当金繰入額)	()		(69)	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 6)		()	
販売事業総利益		188,792		223,211
(9) 保管事業収益		828		724
(10) 保管事業費用		—		—
保管事業総利益		828		724

(単位：千円)

科 目	令 和 元 年 度 (平成31年3月1日～令和2年2月29日)		令 和 2 年 度 (令和2年3月1日～令和3年2月28日)	
(11) 加工事業収益		17,368		10,457
(12) 加工事業費用		7,459		4,279
加工事業総利益			9,909	6,178
(13) 利用事業収益		169,419		161,750
(14) 利用事業費用		80,077		78,081
利用事業総利益			89,341	83,669
(15) 宅地等供給事業収益		95,986		148,722
(16) 宅地等供給事業費用		42,247		70,797
宅地等供給事業総利益			53,739	77,925
(17) 福祉事業収益		959		1,528
(18) 福祉事業費用		313		408
福祉事業総利益			646	1,120
(19) 介護保険事業収益		119,918		109,174
(20) 介護保険事業費用		37,685		34,691
介護保険事業総利益			82,232	74,482
(21) 指導事業収入		78,611		71,352
(22) 指導事業支出		77,172		66,049
指導事業収支差額			1,438	5,303
2. 事業管理費			2,296,886	2,142,733
(1) 人件費		1,664,030		1,580,391
(2) 業務費		227,730		211,287
(3) 諸税負担金		60,845		57,885
(4) 施設費		338,209		286,700
(5) その他事業管理費		6,071		6,469
事業利益			58,352	98,577
3. 事業外収益			152,466	180,652
(1) 受取雑利息		3,112		2,665
(2) 受取出資配当金		65,607		59,245
(3) 賃貸料		59,701		64,355
(4) 雑収入		24,044		54,384
4. 事業外費用			46,223	53,073
(1) 支払雑利息		3,758		3,800
(2) 寄付金		265		220
(3) 賃貸費用 (うち減価償却費)		36,569 (22,424)		37,466 (23,369)
(4) 貸倒引当金戻入益		△ 44		△ 55
(5) 雑損失		5,674		11,642
経常利益			164,595	226,156
5. 特別利益			16,269	15,500
(1) 一般補助金		9,055		15,070
(2) 固定資産処分益		—		104
(3) 受取損害賠償金		7,214		325
6. 特別損失			87,582	227,220
(1) 固定資産処分損		26,405		1,398
(2) 固定資産圧縮損		9,055		15,070
(3) 減損損失		52,121		210,751
税引前当期利益			93,282	14,435
法人税、住民税及び事業税		16,099		46,224
法人税等調整額		△ 4,817		△ 9,958
法人税等合計			11,281	36,266
当期剰余金			82,000	△ 21,830
当期首繰越剰余金			87,669	169,125
リスク管理強化積立金取崩額			—	150,000
土地再評価差額金取崩額			27,843	△ 149,895
当期末処分剰余金			197,513	147,399

V. 注 記 表 ＜令和2年度＞

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

当組合保有の有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。	
・満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
・その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については実地棚卸を行い、棚卸資産の種類毎に次の方法で評価しています。	
棚卸資産の種類	評価方法・基準
購買品(営農購買課及び各営農センター)	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
購買品(上記以外の購買品取扱支所・部署)	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
販売品	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
宅地等（販売用不動産）	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は次のとおり行っています。	
①有形固定資産	
	定率法を採用しています。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
②無形固定資産	
	定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

引当金の計上方法は次のとおり行っています。	
① 貸倒引当金	
	貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
	また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。
	上記一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績率を過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。
	すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
② 賞与引当金	
	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
③ 退職給付引当金	
	職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
	ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
	イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
	数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
④ 睡眠貯金払戻損失引当金	
	利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。
--

(6)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8)決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 1千円

(2)固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は1,235,304千円であり、内訳は次のとおりです。
建物 574,697千円 機械装置 468,406千円 その他の有形固定資産 192,199千円

(3)担保に供している資産

定期預金3,600,000千円を為替決済の担保に供しています。

(4)役員に対する金銭債権・債務の総額

役員に対する金銭債権及び債務の総額は次の通りです。
理事及び監事に対する金銭債権の総額 112,053千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5)リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は228,760千円です。
なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は228,760千円です。

(6)土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
・再評価を行った年月日 平成11年2月25日
・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 497,351千円
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

3. 損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合は、支所・事業所等を基本単位にグルーピングしています。また、本所・営農事業・営農センター等の農業関連施設及びヴァンヴェール等はJA全体の共用資産としています。
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
妙義支所	営業店舗	建物・その他	富岡市妙義町中里156-1
下仁田支所	営業店舗	土地・その他	下仁田町下仁田383-3
福祉課店舗	営業店舗	土地・その他	富岡市下高尾462-2
車輛課店舗	営業店舗	土地・建物・その他	富岡市市篠1265-1
旧高田支所	賃貸不動産	土地	富岡市妙義町下高田1297-3
Aコープ下仁田店	賃貸不動産	土地・建物	下仁田町下仁田383-3
旧小坂支所	遊休資産	土地	下仁田町中小坂2926
旧和光原山荘	遊休資産	土地	中之条町入山大原1439-336

②減損損失を認識するに至った経緯

妙義支所、下仁田支所、福祉課店舗、車輛課店舗については2期連続の赤字であり、短期的に業績回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
旧高田支所、Aコープ下仁田店については賃貸不動産として使用されていますが、旧高田支所は3期連続赤字のため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。またAコープ下仁田店は土地時価額が著しく下落しているため減損の兆候に該当しており、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
旧小坂支所、旧和光原山荘については遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③減損損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

単位：千円

場所	土地	建物	その他	合計
妙義支所	—	16,061	1,372	17,434
下仁田支所	2,579	—	128	2,707
福祉課店舗	1,700	—	903	2,604
車輛課店舗	981	870	1,822	3,674
旧高田支所	545	—	—	545
Aコープ下仁田店	140,190	43,201	—	183,392
旧小坂支所	352	—	—	352
旧和光原山荘	41	—	—	41
合計	146,390	60,134	4,226	210,751

④回収可能価額の算定方法

妙義支所・下仁田支所・福祉課店舗・車輛課店舗・旧高田支所・旧小坂支所・旧和光原山荘の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額より算出しています。またAコープ下仁田店の回収可能価額は使用価値を採用しており、適用した割引率は5.84%です。

(2)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は国債・地方債であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持、向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これら金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.03%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,971千円減少するものと把握しています。当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	73,999,649	74,000,677	1,028
有価証券	2,196,259		
満期保有目的の債券	299,949	320,970	21,020
その他有価証券	1,896,310	1,896,310	—
貸出金(※1)	12,226,511		
貸倒引当金	139,680		
貸倒引当金控除後	12,086,831	12,271,085	184,254
資産計	88,282,739	88,489,043	206,303
貯金	90,402,781	90,436,711	33,930
負債計	90,402,781	90,436,711	33,930

(※1) 貸出金には貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金53,293千円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
 また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	3,944,375

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	73,999,649					
有価証券						
満期保有目的の債券						300,000
その他有価証券のうち 満期があるもの						2,000,000
貸出金(※1・2)	1,404,001	1,197,307	991,663	885,741	852,306	6,756,737
合計	75,403,650	1,197,307	991,663	885,741	852,306	9,056,737

(※1) 貸出金のうち、当座貸越123,561千円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等49,313千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他有利子負債の返済日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	87,256,066	1,531,250	1,113,575	188,451	184,635	128,801
合計	87,256,066	1,531,250	1,113,575	188,451	184,635	128,801

(※1) 貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 地方債	299,949	320,970	21,020

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えないもの 国債	1,896,310	1,982,247	△85,937

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益
外部出資の株式	35,000	1,165

(3) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、外部出資の株式2,299千円減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状況の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,692,315 千円
勤務費用	80,870 千円
利息費用	△ 2,707 千円
数理計算上の差異の発生額	11,058 千円
退職給付の支払額	△ 240,726 千円
期末における退職給付債務	1,540,810 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,622,929 千円
期待運用収益	16,935 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 2,867 千円
確定給付型企业年金制度への拠出金	43,080 千円
特定退職金共済制度への拠出金	37,311 千円
退職給付の支払額	△ 220,785 千円
期末における年金資産	1,496,604 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,540,810 千円
確定給付型企业年金制度	△ 1,000,630 千円
特定退職金共済制度	△ 495,974 千円
未積立退職給付債務	44,205 千円
未認識過去勤務費用	— 千円

会計基準変更時差異の未処理額	— 千円
貸借対照表計上額純額	44,205 千円
退職給付引当金	44,205 千円
⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	80,870 千円
利息費用	△ 2,707 千円
期待運用収益	△ 16,935 千円
数理計算上の差異の費用処理額	13,926 千円
過去勤務債務の費用処理額	— 千円
会計基準変更時差異の費用処理額	— 千円
合計	75,153 千円
⑥年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
(確定給付型企業年金制度)	
一般勘定	100.00 %
(特定退職金共済制度)	
債券	63.00 %
年金保険投資	25.00 %
現金及び預金	6.00 %
その他	6.00 %
合計	100.00 %
⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	△0.16 %
長期期待運用収益率	1.04 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金20,199千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は272,561千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
減損損失	97,715千円
貸倒引当金限度額超過額	30,067千円
貸倒償却否認額	27,594千円
その他有価証券評価差額	23,770千円
退職給付引当金	12,227千円
賞与引当金	7,170千円
減価償却超過額	4,495千円
未払事業税等	2,604千円
未経過費用否認	2,525千円
睡眠貯金払戻損失引当金	2,162千円
未払費用	1,206千円
外部出資償却	636千円
未収利息不計上否認額	414千円
その他	1千円
繰延税金資産小計	212,593千円
評価性引当額	△167,960千円
繰延税金資産合計	44,632千円
繰延税金負債	
全農合併みなし配当否認	10,848千円
繰延税金負債合計	10,848千円
繰延税金資産の純額	33,784千円

②法定実効税率と法人税等負担額との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	14.98%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△56.72%
住民税等均等割額	27.07%
評価性引当額の増減	242.61%
その他	△4.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	251.24%

8. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

①オペレーティングリース取引に係る未経過リース料

1年以内	992 千円	1年超	2,436 千円	合計	3,428 千円
------	--------	-----	----------	----	----------

(貸手側)

①リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料期末残高相当額

1年以内	1,531 千円	1年超	3,063 千円	合計	4,595 千円
------	----------	-----	----------	----	----------

(注) なお、未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が営業債権等の期末残高に占める割合が低いため、利子込み法により算定しています。

②リース投資資産の内訳

リース料債権部分	22,526 千円
見積残存価額部分	— 千円
受取利息相当額	△ 3,765 千円
合計	18,761 千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は営農センター・エコープ・給油所等の事業用施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業用施設は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

<令和元年度>

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

当組合保有の有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。	
・満期保有目的の債権	償却原価法(定額法)
・その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については実地棚卸を行い、棚卸資産の種類毎に次の方法で評価しています。	
棚卸資産の種類	評価方法・基準
購買品(営農購買課及び各営農センター)	総平均法による原価法(収益性の低下により簿価切り下げの方法)
購買品(上記以外の購買品取扱支所・部署)	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
販売品	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
宅地等(販売用不動産)	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は次のとおり行っています。	
①有形固定資産	
定率法を採用しています。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建築附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。	
②無形固定資産	
定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。	

(4) 引当金の計上基準

引当金の計上方法は次のとおり行っています。	
① 貸倒引当金	
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び自己査定に基づく資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。	
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。	
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。	
上記以外の債権については、貸倒実績率で算出した金額に基づき計上しています。	
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。	
② 賞与引当金	
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。	
③ 退職給付引当金	
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。	
ア. 退職給付見込額の期間帰属方法	
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。	
イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	
数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。	
④ 睡眠貯金払戻損失引当金	
利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。	

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。
--

(6)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8)決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 56千円

(2)固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は1,213,587千円であり、内訳は次のとおりです。

建物 574,697千円 機械装置 447,489千円 その他の有形固定資産 191,399千円

(3)担保に供している資産

定期預金3,600,000千円を為替決済の担保に供しています。

(4)役員に対する金銭債権・債務の総額

役員に対する金銭債権及び債務の総額は次の通りです。

理事及び監事に対する金銭債権の総額 118,887千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5)リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額は829千円、延滞債権額は289,352千円です。
なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は290,181千円です。

(6)土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年2月25日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 697,161千円

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、支所・事業所等を基本単位にグループ化しています。また、本所・営農事業・営農センター等の農業関連施設及びヴァンヴェール等はJA全体の共用資産としています。

当期に減損損失を認識した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
下仁田支所	営業店舗	土地・建物・その他	下仁田町下仁田383-3
なんもく支所	営業店舗	土地・建物・その他	南牧村千原198-3
福祉課店舗	営業店舗	土地・建物・その他	富岡市下高尾462-2
車輛課店舗	営業店舗	土地・建物・その他	富岡市田篠1265-1
旧高田支所	賃貸不動産	土地	富岡市妙義町下高田1297-3
旧なんもく支所	賃貸不動産	土地	南牧村大日向1506-1
旧小坂支所	遊休資産	土地	下仁田町中小坂2926
旧和光原山荘	遊休資産	土地	中之条町入山大原1439-336

②減損損失を認識するに至った経緯

下仁田支所、なんもく支所、福祉課、車輛課については3期連続の赤字となり減損の兆候ありと判断されるため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
 旧高田支所、旧なんもく支所については賃貸不動産として使用されていますが、旧高田支所は3期連続赤字のため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。また旧なんもく支所は業務外賃貸資産で早期処分が前提となり、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
 旧小坂支所、旧和光原山荘については遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③減損損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

単位：千円

場所	土地	建物	その他	合計
下仁田支所	79	887	1,252	2,219
なんもく支所	145	213	2,163	2,521
福祉課店舗	4,975	2,548	1,242	8,766
車輛課店舗	16,564	845	764	18,174
旧高田支所	7,163	—	—	7,163
旧なんもく支所	8,188	—	—	8,188
旧小坂支所	5,044	—	—	5,044
旧和光原山荘	43	—	—	43

④回収可能価額の算定方法

下仁田支所・なんもく支所・福祉課店舗・車輛課店舗・旧高田支所・旧なんもく支所・旧小坂支所・旧和光原山荘の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、時価は固定資産税評価額より算出しています。

(2)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券・経済事業未収金であり、貸出金・経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は地方債であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持、向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これら金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。
 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,690千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資産調達に係る流動性リスクの管理

当組合では流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	76,482,664	76,486,588	3,924
有価証券			
満期保有目的の債券	299,943	327,870	27,926
貸出金(※1)	11,600,313		
貸倒引当金	150,283		
貸倒引当金控除後	11,450,030	11,691,303	241,272
資産計	88,232,638	88,505,761	273,123
貯金	90,634,634	90,703,099	68,464
負債計	90,634,634	90,703,099	68,464

(※1) 貸出金には貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金68,988千円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、金利変動によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞が生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	3,981,675

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	76,482,664					
有価証券						
満期保有目的の債券						300,000
貸出金(※1・2)	1,480,132	1,134,344	1,056,870	843,884	737,826	6,201,665
合計	77,962,796	1,134,344	1,056,870	843,884	737,826	6,501,665

(※1) 貸出金のうち、当座貸越155,716千円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等76,599千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他有利子負債の返済日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	85,781,656	2,957,895	1,235,226	278,909	161,285	219,661
合計	85,781,656	2,957,895	1,235,226	278,909	161,285	219,661

(※1) 貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

当組合で保有する有価証券は次のとおりです。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 地方債	299,943	327,870	27,926

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,949,491 千円
勤務費用	92,165 千円
利息費用	△ 3,119 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 12,415 千円
退職給付の支払額	△ 333,806 千円
期末における退職給付債務	1,692,315 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,827,666 千円
期待運用収益	20,162 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 3,204 千円
確定給付型企业年金制度への拠出金	45,427 千円
特定退職金共済制度への拠出金	38,285 千円
退職給付の支払額	△ 305,406 千円
期末における年金資産	1,622,929 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,692,315 千円
確定給付型企业年金制度	△ 1,082,579 千円
特定退職金共済制度	△ 540,349 千円
未積立退職給付債務	69,386 千円
未認識過去勤務費用	— 千円
会計基準変更時差異の未処理額	— 千円
貸借対照表計上額純額	69,386 千円
退職給付引当金	69,386 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	92,165 千円
利息費用	△ 3,119 千円
期待運用収益	△ 20,162 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 9,210 千円
過去勤務債務の費用処理額	— 千円
会計基準変更時差異の費用処理額	— 千円
合計	59,673 千円

⑥年金資産の主な内訳		
(確定給付型企業年金制度)		
一般勘定		100.00 %
(特定退職金共済制度)		
債券		66.00 %
年金保険投資		24.00 %
現金及び預金		6.00 %
その他		4.00 %
合計		100.00 %
⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載		
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。		
⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項		
割引率		△0.16 %
長期期待運用収益率		1.10 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,209千円を含めて計上しています。
 なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は278,344千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。	
繰延税金資産	
減損損失	43,555千円
貸倒引当金限度額超過額	33,429千円
貸倒償却否認額	27,594千円
退職給付引当金	19,192千円
賞与引当金	8,319千円
減価償却超過額	4,812千円
未経過費用否認	2,590千円
睡眠貯金払戻損失引当金	2,518千円
未払費用	1,399千円
未払事業税等	764千円
未収利息不計上否認額	460千円
その他	1千円
繰延税金資産小計	144,639千円
評価性引当額	△107,168千円
繰延税金資産合計	37,470千円
繰延税金負債	
全農合併みなし配当否認	10,848千円
その他	1,533千円
繰延税金負債合計	12,382千円
繰延税金資産の純額	25,088千円
②法定実効税率と法人税等負担額との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	6.75%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.72%
住民税等均等割額	4.19%
評価性引当額の増減	△19.13%
その他	2.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.09%

9. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)					
①オペレーティングリース取引に係る未経過リース料					
1年以内	466 千円	1年超	一 千円	合計	466 千円
(貸手側)					
①リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料期末残高相当額					
1年以内	1,531 千円	1年超	4,595 千円	合計	6,126 千円
(注) なお、未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が営業債権等の期末残高に占める割合が低いため、利子込み法により算定しています。					
②リース投資資産の内訳					
リース料債権部分			20,971 千円		
見積残存価額部分			一 千円		
受取利息相当額			△ 2,761 千円		
合計			18,210 千円		

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は営農センター・エーコープ・給油所等の事業用施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、撤去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業用施設は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

項 目	令和元年度	令和2年度
1. 当期末処分剰余金	197,513,645	147,399,412
2. 剰余金処分数合計	28,388,200	50,000,000
(1) 利益準備金	17,000,000	0
(2) 出資配当金	11,388,200	0
(3) 任意積立金		50,000,000
リスク管理強化積立金		50,000,000
3. 次期繰越剰余金	169,125,445	47,399,412

5. 部門別損益計算書

令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

(単位:千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	5,926,610	551,152	682,632	3,272,933	1,348,538	71,352	
事業費用 ②	3,685,298	47,637	36,064	2,621,419	914,127	66,049	
事業総利益 ③=①-②	2,241,311	503,514	646,568	651,513	434,411	5,303	
事業管理費 ④	2,142,733	454,982	444,303	726,172	420,710	96,564	
(うち 減価償却費) ⑤	(76,829)	(11,871)	(7,425)	(33,872)	(22,652)	(1,006)	
(うち 人 件 費) ⑤'	(1,580,391)	(309,740)	(375,480)	(513,908)	(296,478)	(84,783)	
※うち共通管理費 ⑥		100,134	91,997	134,265	76,867	10,584	△ 413,849
(うち減価償却費) ⑦		(4,942)	(4,540)	(6,627)	(3,794)	(522)	(△ 20,427)
(うち人 件 費) ⑦'		(57,937)	(53,228)	(77,685)	(44,474)	(6,124)	(△ 239,449)
事業利益 ⑧=③-④	98,577	48,532	202,264	△ 74,658	13,700	△ 91,261	
事業外収益 ⑨	180,652	36,980	33,258	48,877	57,839	3,696	
※うち共通分 ⑩		34,970	32,128	46,890	26,844	3,696	△ 144,531
事業外費用 ⑪	53,073	11,231	10,052	22,256	8,381	1,151	
※うち共通分 ⑫		10,892	10,007	14,605	8,361	1,151	△ 45,018
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	226,156	74,281	225,470	△ 48,038	63,158	△ 88,716	
特別利益 ⑭	15,500	-	-	15,500	-	-	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	
特別損失 ⑯	227,220	50,271	45,453	85,807	40,476	5,210	
※うち共通分 ⑰		49,297	45,290	66,100	37,842	5,210	△ 203,741
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	14,435	24,009	180,017	△ 118,345	22,681	△ 93,927	
営農指導事業分配賦額 ⑲		22,316	25,320	25,424	20,864	△ 93,927	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	14,435	1,693	154,696	△ 143,770	1,816		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

(3) 共通資産

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	24.20	22.23	32.44	18.57	2.56	100.0
営農指導事業	23.76	26.96	27.07	22.21		100.0

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 資 産
事業別の総資産	96,883,241	89,292,073	3,065	1,339,505	390,497		5,858,099
総資産(共通資産配賦後)	96,883,241	90,709,733	1,305,321	3,239,872	1,478,346	149,967	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行なうに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年5月30日

甘楽富岡農業協同組合

代表理事組合長

鷲坂 秀幸

7. 会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度
事業総利益	2,753	2,658	2,531	2,355	2,241
信用事業収益	728	708	654	522	503
共済事業収益	726	709	687	663	646
購買事業収益	786	767	716	742	618
販売事業収益	245	231	230	188	223
その他の収益	266	241	242	238	249
経常利益	572	455	334	164	226
当期剰余金	412	294	204	82	△ 21
出 資 金 (出資口数)	1,345 (1,345,553)	1,279 (1,279,031)	1,253 (1,253,120)	1,229 (1,229,794)	1,209 (1,209,022)
純資産額	3,984	4,204	4,385	4,433	4,287
総資産額	87,733	89,811	94,907	97,262	96,883
貯金残高	81,374	83,374	88,311	90,634	90,402
貸出金残高	12,615	12,466	12,675	11,531	12,173
有価証券残高	1,207	505	502	299	2,196
剰余金配当金額	5	11	11	11	-
・出資配当の額	5	11	11	11	-
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職 員 数 (人)	258	249	257	245	239
単体自己資本比率 (%)	11.36	11.30	11.57	11.13	10.89

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 純資産とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
 4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	元 年度	2 年度	増 減	
収 支 差 額	資金運用収支差額	520	497	△ 23
	役務取引等収支差額	10	9	△ 0
	その他事業収支差額	△ 8	△ 3	5
	信用事業収支差額計	522	503	△ 20
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	522 (0.60)	503 (0.57)	△ 19 (△ 0.03)	
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,355 (2.31)	2,025 (2.18)	△ 329 (△ 0.13)	
事業純益		△ 58		
実質事業純益		△ 58		
コア事業純益		△ 58		
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		△ 58		

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	元 年度			2 年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	87,152	523	0.600	88,280	501	0.585
うち預金	74,940	370	0.494	74,809	353	0.473
うち有価証券	461	5	1.128	1,416	8	0.590
うち貸出金	11,751	147	1.258	12,055	138	1.282
資金調達勘定	89,540	34	0.039	90,480	20	0.030
うち貯金・定積	89,496	33	0.038	90,415	20	0.029
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	43	0	1.994	65	0	0.117
総資金利ざや	—		0.085	—		0.163

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、事業利用分配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	元 年度増減額	2 年度増減額
受 取 利 息	△ 55	△ 22
預 金	△ 12	△ 16
有価証券	△ 0	2
貸 出 金	△ 42	△ 9
支 払 利 息	△ 8	△ 9
貯 金	△ 8	△ 9
譲渡性貯金	-	-
借 入 金	△ 0	0
差 引	△ 46	△ 13

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	元 年度		2 年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	35,994	40.2	41,185	45.5	5,190
定 期 性 貯 金	53,497	59.8	49,229	54.4	△ 4,268
そ の 他 の 貯 金	21	0.0	24	0.0	2
計	89,514	100.0	90,440	100.0	925
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	89,514	100.0	90,440	100.0	925

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	元 年度		2 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	50,033	100.0	44,723	100.0	△ 5,309
固定金利定期	49,949	99.8	44,648	99.8	△ 5,301
変動金利定期	83	0.2	75	0.1	△ 8

(注) 1. 固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
手 形 貸 付 金	-	-	-
証 書 貸 付 金	10,988	11,385	397
当 座 貸 越	165	136	△ 29
割 引 手 形	-	-	-
金 融 機 関 貸 付	601	535	△ 66
合 計	11,756	12,056	300

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	元 年度		2 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	5,812	50.4	6,042	49.6	230
変 動 金 利 貸 出	5,515	47.8	5,961	48.9	445
そ の 他	203	1.8	169	1.3	△ 34
合 計	11,531	100.0	12,173	100.0	641

(注) 1. 固定金利貸出 … 貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出 … 貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

3. その他 … 当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないもの

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	元 年度	2 年度	増 減
貯金・定期積金等	302	223	△ 78
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,260	1,080	△ 180
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	1,563	1,303	△ 259
農業信用基金協会保証	4,070	4,472	402
そ の 他 保 証	1,592	1,665	72
計	5,663	6,137	474
信 用	4,305	4,731	426
合 計	11,531	12,173	641

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	元 年度	2 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	元 年度		2 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	10,430	90.5	11,024	90.7	594
運 転 資 金	1,100	9.5	1,149	9.3	48
合 計	11,531	100.0	12,173	100.0	641

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	元 年度		2 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	1,701	14.8	1,749	14.3	47
林 業	0	0.0	0	0.0	△ 0
製 造 業	1,005	8.7	965	7.9	△ 40
鉱 業	27	0.2	27	0.2	0
建設業・不動産業	970	8.4	896	7.3	△ 74
電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.1	10	0.0	△ 3
運 輸 ・ 通 信 業	65	0.6	69	0.5	4
金 融 ・ 保 険 業	540	4.7	539	4.4	△ 0
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,277	11.1	1,179	9.6	△ 97
地 方 公 共 団 体	2,965	25.7	3,361	27.6	395
そ の 他	2,961	25.7	3,371	27.6	409
うち個人	2,904	25.2	3,269	26.8	365
うち法人	57	0.5	102	0.8	44
合 計	11,531	100.0	12,173	100.0	640

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
農 業	869	1,033	164
穀作	7	4	△ 2
野菜・園芸	356	485	129
果樹・樹園農業	4	5	0
工芸作物	10	27	17
養豚・肉牛・酪農	277	288	11
養鶏・養卵	1	3	1
養蚕	0	0	0
その他農業	212	218	6
農業関連団体等	-	-	-
合 計	869	1,033	164

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業生産法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記⑥の業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社が含まれています。

2) 資金類型別

< 貸 出 金 >

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
プロパー資金	424	557	132
農業制度資金	445	476	31
農業近代化資金	245	267	22
その他制度資金	199	209	9
合 計	869	1,033	164

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

< 受託貸付金 >

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	-	-	-

- (注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	元 年度	2 年度	増 減
破綻先債権額	0	-	0
延滞債権額	289	228	△ 60
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	290	228	△ 60

- (注) 1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。
3. 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）です。

⑨ 金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

区 分	元年度			2年度		
	残高	保全額		残高	保全額	
		担保・保証	引当		担保・保証	引当
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	166	43	123	162	43	119
危険債権	123	77	21	65	25	18
要管理債権	-	-	-	-	-	-
正常債権	11,265			11,969		
合 計	11,555	120	145	12,197	68	137

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権（自己査定における破綻先、実質破綻先のうち信用事業に係る総与信（貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息、信用仮払金））

2. 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い債権（自己査定における破綻懸念先のうち信用事業に係る総与信）

3. 要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および条件緩和貸出債権（自己査定における要管理先のうち3か月以上延滞貸出金および貸出条件緩和貸出金）

4. 正常債権（上記以外の信用事業に係る総与信）

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

開示する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	元 年 度					2 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	4		12	4	4	1		4	1
個別貸倒引当金	154	145	4	150	145	145	137	0	145	137
合 計	167	150	4	162	150	150	139	0	150	139

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。

決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑫ 貸出金償却の額

(単位：千円)

種 類	元 年 度	2 年 度
貸 出 金 償 却	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		元 年 度		2 年 度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	20	100	20	112
	金 額	15,020	19,769	17,371	24,065
代 金 取 立 為 替	件 数	0	-	0	-
	金 額	0	-	0	-
雑 為 替	件 数	3	2	3	3
	金 額	1,600	1,814	1,491	1,648
合 計	件 数	23	103	23	115
	金 額	16,621	21,584	18,863	25,713

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
国 債	161	1,116	954
地 方 債	299	299	0
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
特 別 法 人 債	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-
合 計	461	1,416	954

② 商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

【令和元年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	299	-	-	299
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	0	-	-	-	-	0	-	300

【令和2年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	1,896	-	1,896
地 方 債	-	-	-	-	299	-	-	299
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	0	-	-	-	299	-	-	2,196

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	元 年 度			2 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	0	0	0	0	0	0
満 期 保 有 目 的	299	327	27	299	320	21
そ の 他	0	0	0	1,982	1,896	△ 85
合 計	299	327	27	2,281	2,216	△ 64

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	元 年 度			2 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	0	0	0	0	0	0
満 期 保 有 目 的	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっております。
 3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としております。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類	元 年 度				2 年 度				
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	563	3,434	14,203	109,326	934	5,989	14,420	104,306
	定期生命共済	47	417	123	1,452	61	661	181	2,049
	養老生命共済	361	1,187	7,923	33,194	259	919	6,698	27,898
	内こども共済	258	594	2,960	5,907	209	514	2,989	6,087
	医 療 共 済	588	16	9,131	1,635	671	17	9,082	1,479
	が ん 共 済	145	-	2,385	302	87	-	2,364	279
	定期医療共済	-	-	284	176	-	-	267	157
	介 護 共 済	122	265	1,320	2,836	241	779	1,521	3,549
	生活障害共済	74		290		108		350	
	特定重度疾病共済					272		268	
	年 金 共 済	1,066	-	6,141	185	1,060	-	6,910	185
建 物 更 生 共 済	1,803	20,356	12,630	127,499	1,181	12,127	12,166	126,648	
合 計	4,769	25,677	54,430	276,608	4,874	20,496	54,227	266,553	

- (注) 1. 金額は、年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。
2. こども共済は、養老生命共済の内書表示としています。
3. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、定期生命、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。
4. J A共済は、農業協同組合法に基づき J Aと J A全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当 J Aが負う共済責任につきましては、J A全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	元 年 度				2 年 度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
医 療 共 済	588	2	9,131	52	671	3	9,082	52
が ん 共 済	145	0	2,385	13	87	0	2,364	13
定期医療共済	-	-	284	1	-	-	267	1
合 計	733	3	11,800	67	758	3	11,713	66

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	元 年 度				2 年 度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
介 護 共 済	122	347	1,320	4,243	241	891	1,521	4,987
生活障害共済(一時金型)	44	378	181	1,145	76	568	229	1,544
生活障害共済(定期年金型)	30	33	109	115	32	36	121	127
特定重度疾病共済					272	511	268	500
合 計	196	758	1,610	5,503	621	2,007	2,139	7,160

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金金額で表示しています。
特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	元 年 度				2 年 度			
	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高
年 金 開 始 前	1,066	887	4,515	2,912	1,060	864	5,204	3,533
年 金 開 始 後	-	-	1,626	774	-	-	1,706	820
合 計	1,066	887	6,141	3,687	1,060	864	6,910	4,354

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保障年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	元 年 度			2 年 度		
	件 数	保 障 金 額	掛 金	件 数	保 障 金 額	掛 金
火 災 共 済	1,814	16,831	16	1,798	17,047	17
自 動 車 共 済	17,078		679	16,836		672
傷 害 共 済	12,888	67,032	17	6,418	41,717	16
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-	-	-
賠償責任共済	532		0	512		0
自 賠 責 共 済	5,808		140	5,713		117
計	38,120		855	31,277		824

(注) 金額は、保障金額を表示しています。

3. その他事業の取扱実績等

(1) 購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		元 年 度 供 給 高	2 年 度 供 給 高
生 産 資 材	肥 料	256,898	235,868
	農 薬	340,233	302,971
	飼 料	494,160	481,454
	資 材	451,740	481,178
	農 業 機 械	298,167	338,967
	種 苗	301,086	297,128
	自動車(除く二輪)	364,892	340,898
	そ の 他	60,806	45,375
	小 計	2,567,986	2,523,841
生 活 物 資	食 品		
	米	914	880
	一 般 食 品	51,824	48,562
	耐 久 消 費 財	43,738	52,333
	日 用 保 健 雑 貨	11,223	7,406
	家 庭 燃 料 (L P G)	179,602	169,253
	施 設	543,969	301,750
	冠 婚 典 礼	109,953	24,801
小 計	1,392,530	1,015,393	
合 計	3,960,517	3,539,235	

(2) 販売事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類	元 年 度		2 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
米	12,478	266	10,344	216
麦	5,971	127	4,539	95
野 菜	2,312,455	49,381	2,084,727	43,716
果 実	116,720	2,492	407,677	8,548
花 卉 ・ 花 木	306,215	6,539	312,660	6,556
畜 産 物	1,212,060	25,882	1,209,261	25,358
林 産 物	850,470	18,161	904,385	18,964
そ の 他	649,655	13,873	632,655	13,265
直 販	1,300,086	250,144	1,276,858	235,273
計	6,766,114	366,868	6,843,106	351,998

(注) 令和2年度より莓は果実に含まれます。(令和元年度までは野菜を含む)

(3) 保管事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収益	保 管 料	828	724
費用	保 管 雑 費	-	-
差 引		828	724

(4) 加工事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収益	荒 粉	17,368	10,457
費用	荒 粉	7,459	4,279
差 引		9,909	6,178

(5) 利用事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収 益	ニ ラ	21,503	22,349
	野菜パッケージ	64,191	54,651
	飼 育 所	8,905	6,080
	椎 茸	61,793	65,123
	リース・その他	13,025	13,545
	計	169,419	161,750
費 用	ニ ラ	11,754	12,176
	野菜パッケージ	22,970	20,287
	飼 育 所	6,002	4,603
	椎 茸	29,849	30,860
	リース・その他	9,501	10,154
	計	80,077	78,081
差 引		89,341	83,669

(6) 宅地等供給事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収 益	宅 地 供 給 高	24,300	77,600
	宅 地 等 賃 貸 料	68,268	67,936
	宅地等斡旋手数料	3,335	2,726
	宅地等供給雑収入	82	460
	計	95,986	148,722
費 用	宅 地 受 入 高	15,500	43,964
	宅 地 等 賃 借 料	26,525	26,604
	宅 地 等 供 給 費	144	58
	宅 地 等 供 給 雑 費	78	169
計		42,247	70,797
差 引		53,739	77,925

(7) 福祉事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収 益	レ ン タ ル 料	232	231
	高齢者生活支援事業収益	726	750
	福 祉 雑 収 入	1	546
	計	959	1,528
費 用	福 祉 労 務 費	274	374
	福 祉 雑 費	38	34
	計	313	408
差 引		646	1,120

(8) 介護事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収 益	訪 問 介 護 収 益	26,968	24,322
	訪問入浴介護収益	13,318	11,375
	通 所 介 護 収 益	40,240	39,340
	福祉用具貸与事業収益	9,371	8,759
	居宅介護支援収益	28,378	21,890
	福祉用具販売収益	1,642	1,179
	その他介護事業収益	-	2,305
	計	119,918	109,174
費 用	介 護 労 務 費	26,455	23,388
	介 護 消 耗 備 品 費	1,223	1,375
	介 護 受 入 高	1,405	984
	介 護 雑 費	8,600	8,943
	計	37,685	34,692
差 引		82,232	74,482

(9) 指導事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収 入	指 導 事 業 補 助 金	59,032	53,739
	指導収入(人工授精)	9,673	8,509
	指導収入(生活)	1,564	1,211
	教 育 基 金	20	-
	実 費 収 入	8,320	7,891
	計	78,611	71,352
支 出	農 産 振 興 費	57,367	50,216
	畜 産 振 興 費	231	1,557
	人工授精費用	4,091	3,380
	家 畜 防 疫 費 用	104	59
	養 蚕 振 興 費	228	21
	組 織 活 動 費	5,618	3,565
	教 育 広 報 費	5,845	5,412
	教 育 基 金	1,200	400
	生 活 改 善 費	2,484	1,435
	計	77,172	66,049
差 引		1,438	5,303

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%、ポイント)

項 目	元 年度	2 年度	増 減
総資産経常利益率	0.16	0.22	0.06
資本経常利益率	3.76	5.10	1.34
総資産当期純利益率	0.08	△ 0.02	△ 0.10
資本当期純利益率	1.87	△ 0.49	△ 2.36

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

= 当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%、ポイント)

項 目		元 年度	2 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	12.72	13.47	0.75
	期中平均	13.13	13.33	0.20
貯 証 率	期 末	0.33	2.43	2.10
	期中平均	0.52	1.57	1.05

(注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	元年度末		2年度末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,026,338		3,827,818	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,229,794		1,209,022	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	2,854,326		2,671,212	
うち、外部流出予定額 (△)	11,388		-	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 46,394		△ 52,416	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,994		1,985	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,994		1,985	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	141,037		139,584	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,172,370		3,969,387	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,003	-	4,118	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,003	-	4,118	-
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,003		4,118	

(単位：千円)

項 目	元年度末		2年度末	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,170,367		3,965,269	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	33,324,601		32,446,630	
資産（オン・バランス）項目	33,324,601		32,446,630	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	626,834		775,467	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	626,834		775,467	
オフ・バランス項目	-		-	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,129,290		3,953,169	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	37,453,892		36,399,800	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.13%		10.89%	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便方法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金				346,960	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	1,984,577	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け				-	-	-
国際決済銀行等向け				-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,218,208	-	-	3,625,590	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け				-	-	-
国際開発銀行向け				-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	76,486,182	15,297,236	611,889	74,001,626	14,800,325	592,013
法人等向け	224,856	215,938	8,637	204,336	203,696	8,148
中小企業等向け及び個人向け	1,025,781	615,077	24,603	1,015,614	627,409	25,096
抵当権付住宅ローン	1,271,824	440,056	17,602	1,157,295	400,214	16,009
不動産取得等事業向け	572,428	561,287	22,451	488,273	487,715	19,509
三月以上延滞等	94,658	32,566	1,302	23,907	20,608	824
取立未済手形				-	-	-
信用保証協会等保証付	4,073,177	402,253	16,090	4,475,681	443,148	17,726
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付				-	-	-
出資等	568,485	568,485	22,739	531,185	531,185	21,247
（うち出資等のエクスポージャー）	-	-	-	531,185	531,185	21,247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	3,957,104	9,892,760	395,710	8,301,163	14,156,860	566,274
（うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係るエ クスポージャー）	-	-	-	3,957,047	9,892,618	395,705
（うち特定項目のうち調整項目に参入 されない部分に係るエクスポー ジャー）				-	-	-
（うち株主総会等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち株主総会等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連 調達手段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	5,275,600	4,672,105	186,884	4,344,115	4,264,241	170,570
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-

経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	626,834	25,073		775,467	31,019
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	96,768,308	33,324,601	1,332,984	96,156,212	32,446,630	1,885,387
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	96,768,308	33,324,601	1,332,984	96,156,212	32,446,630	1,885,387
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	4,129,290	165,171	3,953,169	158,127		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 c	所要自己資本額 d = c × 4%	リスク・アセット等(分母)計 c	所要自己資本額 d = c × 4%		
	37,453,892	1,498,155	36,399,800	1,455,992		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
なお、令和元年度は上記に加え、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形も含まれています。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバルレーティング(S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：千円）

項 目	令和元年度				令和2年度				
	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残 高	うち		三月以上 延 滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残 高	うち		三月以上 延 滞 エクスポ ージャー	
		貸出金等	債券			貸出金等	債券		
法	農 業	122,797	122,797	-	-	301,941	301,941	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	30,828	30,828	-	-	28,370	28,370	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	77,030,096	543,914	-	-	74,545,484	543,857	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	126,560	126,560	-	8,524	95,979	95,979	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	3,218,208	2,917,888	300,320	-	5,610,168	3,325,272	2,284,895	-
	上記以外	-	-	-	-	20,000	20,000	-	-
	個 人	7,884,273	7,883,016	-	86,134	7,937,428	7,935,829	-	105,717
その他	8,355,542	-	-	-	7,764,195	-	-	11,935	
業種別残高計	96,768,308	11,625,005	300,320	94,658	96,303,567	12,251,251	2,284,895	117,653	
1年以下	76,723,253	237,070	-		74,096,889	195,272	-		
1年超3年以下	789,463	789,463	-		704,484	704,484	-		
3年超5年以下	756,844	756,844	-		766,192	766,192	-		
5年超7年以下	1,578,019	1,578,019	-		1,214,535	1,214,535	-		
7年超10年以下	1,342,726	1,042,405	300,320		2,034,893	1,734,575	300,318		
10年超	6,950,751	6,950,751	-		9,374,570	7,389,992	1,984,577		
期限の定めのないもの	8,627,249	270,449	-		8,112,002	246,198	-		
残存期間別残高計	96,768,308	11,625,005	300,320		96,303,567	12,251,251	2,284,895		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。
「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

項目	令和元年度						令和2年度						
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	12,722	4,994	-	12,722	4,994	-	4,994	1,985	-	4,994	1,985	-	
個別貸倒引当金	169,209	155,137	4,608	164,600	155,137	-	155,137	147,354	6	155,131	147,354	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	18,372	3,885	-	6,382	15,874	-	15,874	14,431	-	15,874	14,431	-
	日本国政府・地方 公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	150,837	151,252	4,608	158,217	139,262	-	139,263	132,923	6	139,257	132,923	-
業種別計	169,209	155,137	4,608	164,599	155,137	-	155,137	147,354	6	155,131	147,354	-	

(注) 1. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

項目	令和元年度			令和2年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスクウェイト0%	-	4,022,790	4,022,790	-	6,275,295	6,275,295
	リスクウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイト10%	-	4,022,532	4,022,532	-	4,431,482	4,431,482
	リスクウェイト20%	-	76,486,182	76,486,182	-	74,001,626	74,001,626
	リスクウェイト35%	-	1,257,302	1,257,302	-	1,143,470	1,143,470
	リスクウェイト50%	-	76,761	76,761	-	105,571	105,571
	リスクウェイト75%	-	821,010	821,010	-	837,881	837,881
	リスクウェイト100%	-	6,733,560	6,733,560	-	6,317,815	6,317,815
	リスクウェイト150%	-	17,897	17,897	-	8,844	8,844
	リスクウェイト200%	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイト250%	-	3,957,104	3,957,104	-	3,957,047	3,957,047
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	97,395,142	97,395,142	-	97,079,034	97,079,034	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。
また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	4,033	-	3,266	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
上記以外	28,024	-	16,842	-
合 計	32,057	-	20,108	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。ている債務者にかかるエクスポージャーのことです。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを1) 系統及び系統外出資、2) 子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

- 1) 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行なっています。
- 2) 子会社及び関連会社については、当JAには該当するものではありません。

なお、これらの出資等の評価等については、1) 系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	3,981,675	3,981,675	3,944,375	3,944,375
合 計	3,981,675	3,981,675	3,944,375	3,944,375

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	1,165	-	35,000

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	85,937

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当J Aは、常勤役員会（リスク管理委員会）のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

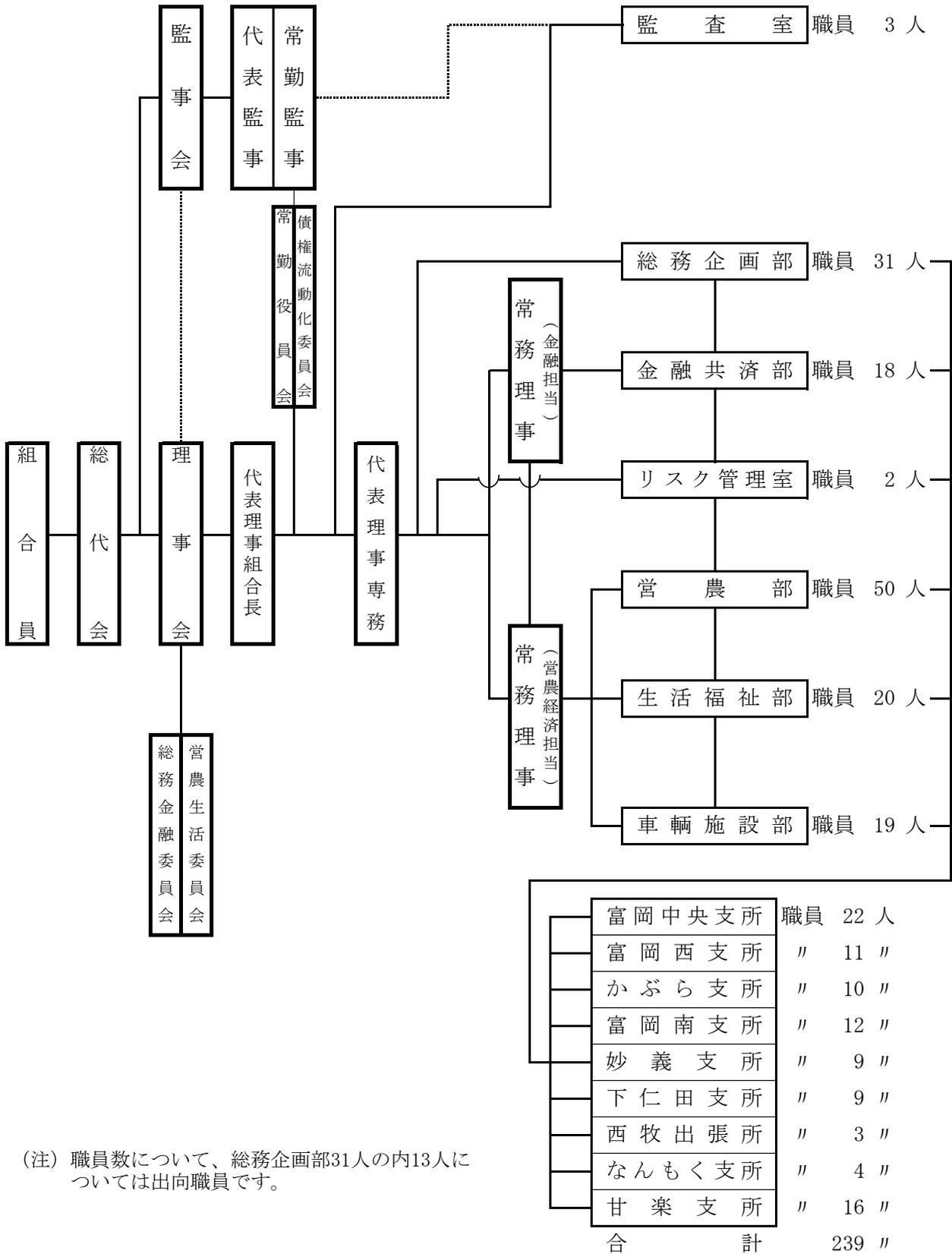
(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	394	116		
2	下方パラレルシフト	▲ 328	—		
3	スティープ化	464	187		
4	フラット化	▲ 225	71		
5	短期金利上昇	▲ 21	26		
6	短期金利低下	▲ 14	—		
7	最大値	464	187		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,965		4,170	

【JAの概要】

1. 組合の機構

[令和3年2月28日現在]



(注) 職員数について、総務企画部31人の内13人については出向職員です。

富岡中央支所	職員 22人
富岡西支所	職員 11人
かぶら支所	職員 10人
富岡南支所	職員 12人
妙義支所	職員 9人
下仁田支所	職員 9人
西牧出張所	職員 3人
なんもく支所	職員 4人
甘楽支所	職員 16人
合計	職員 239人

2. 役員一覧

(令和3年6月1日 現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	就任年月日	任期満了年月日	摘要	農協法第30条第12項の要件
代表理事組合長	鷺坂 秀幸	常勤	有	令和元年5月25日	令和4年通常総代会開催日	実務精通者	
代表理事専務	茂木 一博	〃	〃	〃	〃	実務精通者	認定農業者
常務理事	田島 成久	〃	無	〃	〃	金融担当	実践的能力者
常務理事	湯浅 健一	〃	〃	〃	〃	経済担当	実践的能力者
理事	佐藤 正則	非常勤	〃	〃	〃	営農生活	
〃	磯貝 香津夫	〃	〃	〃	〃	総務金融	認定農業者
〃	松本 勲	〃	〃	〃	〃	営農生活	
〃	佐藤 勝	〃	〃	〃	〃	総務金融	認定農業者
〃	富田 修榮	〃	〃	〃	〃	総務金融	
〃	今井 善圓	〃	〃	〃	〃	営農生活	認定農業者
〃	土屋 長一郎	〃	〃	〃	〃	総務金融	実践的能力者
〃	櫻井 栄信	〃	〃	〃	〃	営農生活	認定農業者
〃	庭屋 厚司	〃	〃	〃	〃	総務金融	実践的能力者
〃	石井 清	〃	〃	〃	〃	営農生活	認定農業者
〃	齋藤 幸美	〃	〃	〃	〃	営農生活	認定農業者
〃	田中 純一	〃	〃	〃	〃	総務金融	認定農業者
〃	吉田 正一	〃	〃	〃	〃	総務金融	認定農業者
〃	大河原 良子	〃	〃	〃	〃	総務金融 女性理事	実践的能力者
〃	横尾 鈴子	〃	〃	〃	〃	営農生活 女性理事	
代表監事	高橋 敏治	〃		〃	〃		
常勤監事	松井 博明	常勤		〃	〃		
員外監事	山口 憲作	非常勤		〃	〃		
監事	野口 勝己	〃		〃	〃		
〃	下山 淳	〃		〃	〃		
〃	山田 守	〃		〃	〃		
〃	中里 泰明	〃		〃	〃		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和3年6月1日現在） 東京都港区芝5丁目29番11号

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		元年度	2年度	増減
正組合員	個人	5,021	4,848	△ 173
	法人 農事組合法人	1	1	0
	法人 その他の法人	17	16	△ 1
	計	5,039	4,865	△ 174
准組合員	個人	6,937	6,931	△ 6
	農業協同組合	-	-	-
	農事組合法人	1	1	-
	その他の団体	40	43	3
	計	6,978	6,975	△ 3
合計		12,017	11,840	△ 177

5. 組合員組織

組織名	構成員数
農事支部	4,398 戸
J A 青年組織協議会	137 人
J A 女性会	154 人
こんにゃく生産部	84 人
養蚕部	16 人
椎茸生産部	78 人
菌床きのこ生産部	9 人
下仁田ねぎ生産部	204 人
にら生産部	82 人
玉葱生産部	78 人
露地なす生産部	180 人
キウイフルーツ専門部会	105 人
花卉生産部	39 人
施設園芸部会	40 人
苺生産部	34 人
小葱生産部	6 人
ごぼう生産部	9 人
いんげん生産部	17 人
野沢菜生産部	6 人
タラの芽生産部	14 人
有機農産物生産部	27 人
甘楽のやわらか葱生産部	20 人
オクラ生産部	24 人
梅生産部	26 人
直販センター運営委員会	661 人
酪農部	10 人
養豚部	7 人
和牛繁殖部	21 人
J A 青色申告友の会	624 人
農業者労災保険加入組合	94 人
年金友の会	6,025 人
ゴルフ定積友の会	190 人
賃貸施設オナー会	39 人

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 地区一覧

この組合の地区は、甘楽郡及び富岡市の区域とします。
(行政区 = 富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町)

8. 店舗一覧

(令和3年6月1日 現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	A T M 設置台数
本 所	富岡市富岡2, 638番地 1	0274-62-0001	0 台
富岡中央支所	富岡市富岡2, 638番地 1	0274-64-2021	1
富岡西支所	富岡市一ノ宮甲1, 503番地	0274-64-2031	1
かぶら支所	富岡市南蛇井493番地3	0274-67-2008	0
富岡南支所	富岡市中高瀬409番地	0274-64-2011	1
妙義支所	富岡市妙義町中里156番地1	0274-73-2314	0
下仁田支所	甘楽郡下仁田町大字下仁田383番地3	0274-82-4531	1
西牧出張所	甘楽郡下仁田町大字西野牧5, 814番地	0274-84-2321	0
なんもく支所	甘楽郡南牧村大字千原198番地3	0274-87-2217	0
甘楽支所	甘楽郡甘楽町大字福島1, 760番地	0274-74-3326	1

店舗外ATM設置台数 1 台

9. 沿革・歩み

平成 6 年 3 月 1 日	富岡市・甘楽郡内の 6 農協が合併し、甘楽富岡農業協同組合設立 (富岡市・妙義町・下仁田町・群馬南牧村・甘楽町・甘楽富岡蚕糸の 6 農協)
平成 6 年 3 月 1 0 日	J A グリーン下仁田オープン
平成 6 年 3 月 1 5 日	オートパル新事務所移転
平成 6 年 6 月 1 5 日	第 1 回 臨時総会
平成 6 年 6 月 2 4 日	A コープサンピア店改装オープン
平成 6 年 9 月 1 3 日	第 1 回 臨時総代会
平成 6 年 1 1 月 7 日	甘楽農機センター移転営業開始
平成 7 年 4 月 2 0 日	第 1 回 通常総代会
平成 7 年 4 月 2 2 日	J A 甘楽富岡婦人会設立
平成 7 年 5 月 9 日	平成 6 年度県共連優績組合表彰
平成 7 年 5 月 1 5 日	平成 6 年度県信用事業優績組合表彰
平成 7 年 5 月 1 7 日	平成 6 年度全共連優績組合表彰
平成 7 年 6 月 6 日	鎬農会(役員 O B 会) 設立
平成 7 年 6 月 1 3 日	職員 O B 会設立
平成 7 年 7 月 1 日	A コープ下仁田店改装オープン
平成 7 年 8 月 3 1 日	妙義支所(妙義町大字中里)・青倉支所・福島出張所 廃止
平成 7 年 9 月 1 日	諸戸支所を妙義支所と名称変更
平成 7 年 9 月 1 日	下仁田出張所オープン
平成 7 年 9 月 1 日	妙義営農センター改装オープン
平成 7 年 1 0 月 2 日	資材ポスシステム稼働(妙義営農センター・甘楽営農センター・みどりの店)
平成 8 年 1 月 3 1 日	小幡出張所経済事業部門閉鎖
平成 8 年 3 月 1 日	甘楽営農センターオープン(甘楽みどりの店)
平成 8 年 4 月 5 日	ファミリー食彩館オープン
平成 8 年 4 月 2 3 日	第 2 回 通常総代会
平成 8 年 5 月 1 0 日	平成 7 年度県共連優績組合表彰
平成 8 年 5 月 1 3 日	平成 7 年度県信用事業優績組合表彰
平成 8 年 8 月 1 日	小幡出張所廃止
平成 9 年 2 月 1 日	コイン精米機稼働(新屋)
平成 9 年 3 月 1 4 日	ハピネス店移転新築オープン
平成 9 年 3 月 1 5 日	アイス工房じぇら 2 1 オープン
平成 9 年 4 月 1 日	店舗事業を県経済連へ経営委託
平成 9 年 4 月 7 日	J A 高齢者福祉活動 ふれあいネットワーク設立
平成 9 年 4 月 2 3 日	第 3 回 通常総代会
平成 9 年 5 月 1 4 日	平成 8 年度県共連優績組合表彰
平成 9 年 5 月 1 9 日	平成 8 年度優績 L A 表彰
平成 9 年 5 月 2 1 日	平成 8 年度全共連優績組合表彰
平成 9 年 5 月 3 1 日	磐戸支所(南牧村大字磐戸) 廃止
平成 9 年 6 月 1 日	磐戸支所(南牧村大字千原) 新築設置
平成 9 年 1 1 月 1 5 日	炭火焼肉かぶら苑オープン
平成 1 0 年 1 月 1 日	妙義地区有線放送事業廃止
平成 1 0 年 1 月 3 1 日	中央スタンド閉店
平成 1 0 年 3 月 2 8 日	西部営農センターオープン(J A グリーン下仁田改装)
平成 1 0 年 4 月 1 日	店舗事業を(株)エーコープ群馬へ経営委託
平成 1 0 年 4 月 3 日	食彩館もみじ平店オープン
平成 1 0 年 4 月 2 3 日	第 4 回 通常総代会
平成 1 0 年 5 月 1 2 日	平成 9 年度県共連優績組合表彰
平成 1 0 年 5 月 2 1 日	平成 9 年度全共連優績組合表彰
平成 1 0 年 5 月 2 4 日	下仁田支所(下仁田町大字下仁田 3 2 6) 廃止
平成 1 0 年 5 月 2 4 日	下仁田出張所廃止
平成 1 0 年 5 月 2 5 日	下仁田支所(下仁田町大字下仁田 3 8 3 - 3) 設置
平成 1 0 年 5 月 2 5 日	平成 9 年度県信用事業優績組合表彰
平成 1 0 年 5 月 3 1 日	シャトレーゼサンピア店閉店
平成 1 0 年 6 月 1 1 日	平成 9 年度自賠責共済優績取次店表彰(県)
平成 1 0 年 6 月 1 1 日	シャトレーゼ富岡店オープン
平成 1 0 年 7 月 6 日	小坂支所新築設置
平成 1 0 年 7 月 1 7 日	平成 9 年度県観光優良 J A 表彰
平成 1 0 年 9 月 3 0 日	焼肉レストランしもにた苑オープン
平成 1 0 年 1 0 月 2 8 日	インショップ事業開始

平成11年	4月21日	第5回 通常総代会
平成11年	4月30日	ふれあいサービス下仁田開所
平成11年	5月10日	平成10年度県共連優績組合表彰
平成11年	5月17日	平成10年度県信用事業優績組合表彰
平成11年	5月20日	平成10年度全共連優績組合表彰
平成11年	6月22日	平成10年度自賠責共済優績取次店表彰（県）
平成11年	7月12日	平成10年度県観光優良JA表彰
平成11年	8月31日	AコープM型店閉店
平成11年	10月4日	第2回 臨時総代会
平成11年	11月1日	介護保険 訪問介護・訪問入浴介護事業者指定取得
平成11年	11月4日	高瀬スタンド閉店
平成11年	11月4日	富岡南部スタンドオープン
平成11年	11月19日	県信用事業優良組合表彰
平成11年	12月1日	介護保険 指定居宅介護支援事業者・福祉用具貸与事業者指定取得
平成12年	2月15日	平成11年度農村地域金融優良事例農林水産大臣表彰
平成12年	3月9日	JAふれあいデイホーム開所（丹生）
平成12年	4月1日	介護保険サービス提供開始
平成12年	4月1日	野菜パッケージセンター開設
平成12年	4月1日	営農支援センター開設
平成12年	5月16日	平成11年度全共連優績組合表彰
平成12年	5月26日	平成11年度県信用事業優績組合表彰
平成12年	5月27日	第6回 通常総代会
平成12年	9月1日	特別養護老人ホーム「共生」開所
平成12年	10月31日	Aコープ富岡店・サンピア店閉店
平成12年	12月9日	Aコープ富岡店新築オープン（(株)エーコープ群馬経営主体）
平成13年	3月9日	第30回日本農業賞「集団組織の部 大賞」表彰
平成13年	5月24日	平成12年度全共連優績組合表彰
平成13年	5月27日	第7回 通常総代会
平成13年	9月1日	花パッケージセンター開設
平成13年	9月10日	サンピア支所廃止
平成13年	10月30日	理事会参与制度設置
平成13年	11月8日	第3回 臨時総代会
平成13年	12月20日	富岡バイパススタンド閉店
平成13年	12月21日	富岡バイパスセルフスタンドオープン
平成14年	5月26日	第8回 通常総代会
平成14年	6月30日	ふれあいサービス下仁田開所
平成14年	11月28日	第4回 臨時総代会
平成15年	2月28日	小幡・妙義営農センターATMコーナー廃止
平成15年	5月31日	第9回 通常総代会
平成15年	9月16日	信用事業システム「ジャステム」稼働
平成15年	12月31日	黒岩・額部・下仁田給油所廃止
平成16年	2月13日	（社）ジェイエイバンク支援協会より劣後ローン借入
平成16年	2月29日	お茶加工事業業務廃止
平成16年	3月1日	経営管理・財務会計・固定資産・人事給与システム「コンパス-JA」稼働
平成16年	5月30日	第10回 通常総代会
平成16年	8月31日	蒟蒻練製品事業の撤退
平成16年	9月4日	JAセレモニーホール甘楽富岡開設
平成17年	1月20日	第5回 臨時総代会
平成17年	5月28日	第11回 通常総代会
平成17年	9月24日	支所統合整備（20支所から12支所へ統合）
		☆富岡・黒岩・小野・東富岡支所を統合し、富岡中央支所（富岡市富岡2,638番地1）とする。
		☆一ノ宮・丹生支所を統合し、富岡西支所（富岡市一ノ宮甲1,503番地）とする。
		☆額部・高瀬支所を統合し、富岡南支所（富岡市中高瀬409番地）とする。
		☆小坂・下仁田支所を統合し、下仁田支所（下仁田町大字下仁田383番地3）とする。
		☆なんもく支所・磐戸支所を統合し、なんもく支所（南牧村大字千原198番地21）とする。
		☆秋畑・甘楽支所を統合し、甘楽支所（甘楽町大字福島1,760番地）とする。

支所から営農部門分離に伴う営農センターの整備

☆富岡営農センター・富岡中央営農センター・西部営農センター・妙義営農センター・下仁田営農センター・甘楽営農センターの設置
尚、富岡中央営農センター・西部営農センターはサブセンターと位置づける。

平成17年10月17日	「焼肉レストランしもにた苑」業態変更により「そば処しもにた」オープン
平成17年12月28日	小坂直売所閉店
平成18年4月1日	高齢者介護予防事業所開所
平成18年4月30日	J A高齢者福祉活動 ふれあいネットワーク解散
平成18年5月1日	高齢者生活支援事業業務開始
平成18年5月27日	第12回 通常総代会
平成18年8月31日	シャトレーゼ富岡店閉店
平成18年9月23日	支所統合整備（12支所から11支所へ統合） ☆高田・妙義支所を統合し、妙義支所（富岡市妙義町中里156番地1）とする。
平成19年5月26日	第13回 通常総代会
平成19年9月6日	台風9号被害により下仁田農機具センター・典礼センター西出張所・西部LPGセンター西出張所業務停止 （平成19年9月22日以降、旧馬山支所を仮事務所とし、暫定的に業務再開）
平成19年9月22日	支所統合整備（11支所から8支所・1出張所へ統合） ☆吉田・馬山支所を統合し、かぶら支所（富岡市南蛇井493番地3）とする。 ☆甘楽・新屋支所を統合し、甘楽支所（甘楽町大字福島1,760番地）とする。 ☆西牧支所を西牧出張所へ業態変更する。
平成19年10月19日	旧富岡支所ATMコーナー廃止
平成19年11月5日	富岡西部営農センターを廃止し、富岡営農センターへ統合
平成19年12月12日	鏑農会（役員OB会）活動休止
平成19年12月14日	旧黒岩支所・旧丹生支所・旧小坂支所・旧秋畑支所・西牧出張所・なんもく支所ATMコーナー廃止
平成19年12月20日	旧Aコープ富岡店・旧富岡支所跡地を富岡市へ売却
平成20年2月28日	そば処しもにた閉店
平成20年3月1日	「炭火焼肉かぶら苑」をエコープ関東へ経営移管
平成20年3月1日	甘楽富岡LPGセンターと西部LPGセンターを統合し、甘楽富岡LPGセンター（富岡市上丹生8番地1へ移転）とする。
平成20年3月1日	典礼センター西出張所を廃止し、典礼センターへ統合
平成20年4月1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者（平成20年4月1日～平成25年3月31日）
平成20年4月1日	J A農機県域一体化事業へ参加
平成20年4月16日	下仁田営農センター集出荷場竣工
平成20年5月31日	第14回 通常総代会
平成20年6月6日	公立富岡総合病院内共同設置自動化機器（CD）廃止
平成20年7月31日	小坂スタンドを廃止
平成20年9月30日	丹生スタンドを廃止
平成20年10月1日	燃料SS部門を全農ぐんま県本部へ経営移管
平成20年11月10日	ヴァンヴェール・J AセレモニーホールにAED（自動体外式除細動器）設置
平成21年5月23日	第15回 通常総代会
平成21年8月25日	旧南牧給油所売却に伴う地番整理によりなんもく支所住所変更 南牧村大字千原198番21 → 南牧村大字千原198番3へ変更
平成21年8月31日	旧南牧給油所売却
平成21年10月15日	旧南牧蒟蒻乾燥場売却
平成22年1月23日	J Aセレモニーホール甘楽富岡「南館」開設 既存の施設の名称を「北館」とする。
平成22年3月12日	各支所（出張所含む）にAED（自動体外式除細動器）設置< J A共済 >
平成22年5月29日	第16回 通常総代会
平成22年6月2日	旧尾沢出張所売却
平成22年7月9日	旧青倉製茶工場売却
平成22年11月1日	西部地区J A合併研究会合併準備室開所
平成22年12月24日	旧額部支所売却
平成23年5月28日	第17回 通常総代会
平成23年6月20日	西部地区J A合併推進協議会設立
平成24年1月31日	西部地区J A合併推進協議会解散
平成24年5月26日	第18回 通常総代会
平成24年9月25日	第6回 臨時総代会

平成24年11月12日	旧秋畑支所売却		
平成25年3月1日	旅行センター業務の(株)農協観光への事業移管		
平成25年4月1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者(平成25年4月1日～平成30年3月31日)		
平成25年5月16日	J A 共済新契約優績表彰<生命共済の部>受賞		
平成25年5月25日	第19回 通常総代会		
平成26年2月1日	典礼センター遺体安置施設「西俣館」開業		
平成26年2月13日	(社)ジェイエイバンク支援協会へ劣後ローン返済		
平成26年2月14～15日	豪雪による農業被害	被害額	2,387,625 千円
	施設被害(時価額)	3,640棟	1,116,815 千円
	(群馬県農政部技術支援課 確定報より)	(富岡市	670,697 千円)
		(下仁田町	214,655 千円)
		(南牧村	3,211 千円)
		(甘楽町	228,252 千円)
	農作物被害		1,225,868 千円
	(群馬県農政部技術支援課 確定報より)	(富岡市	836,855 千円)
		(下仁田町	59,977 千円)
		(南牧村	16,243 千円)
		(甘楽町	312,793 千円)
	畜産被害		44,942 千円
	(当J A調べ)	(富岡市	28,830 千円)
		(下仁田町・南牧村	1,997 千円)
		(甘楽町	14,115 千円)
平成26年5月24日	第20回 通常総代会		
平成26年7月29日	甘楽ヴァンヴェール宴会業務停止		
平成27年1月28日	J A 建築設計事務所(一級建築士事務所)の業務廃止		
平成27年5月1日	クレジットカード決済導入(食彩館本店・典礼センター・オートパル)		
平成27年5月23日	第21回 通常総代会		
平成28年5月28日	第22回 通常総代会		
平成28年10月24日	食彩館プレミアムポイントカードの導入・利用開始		
平成29年4月24日	食彩館下仁田店閉店		
平成29年5月27日	第23回 通常総代会		
平成30年4月1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者(平成30年4月1日～令和5年3月31日)		
平成30年5月26日	第24回 通常総代会		
平成30年11月16日	食彩館本店リニューアルオープン		
平成31年2月28日	露地なす生産部平成30年度販売高8億円達成		
令和元年5月25日	第25回 通常総代会		
令和元年6月1日	会計監査人「みのり監査法人」の選任・契約		
令和元年8月29日	甘楽蒟蒻乾燥場売却		
令和元年10月12～13日	台風19号による農業被害		
令和元年12月28日	J A 共済地域貢献活動「少年野球教室」		
令和2年4月16日～5月14日	新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言(群馬県)		
令和2年5月30日	第26回 通常総代会		
令和2年9月1日	J A でんき事業開始		
令和2年10月31日	食彩館もみじ平店閉店		
令和2年12月20日	J A 共済地域貢献活動「少年野球教室」		
令和3年2月28日	かぶら支所・妙義支所ATM廃止		
令和3年3月1日	農畜産物販売手数料の改定		
令和3年5月16日～6月13日	新型コロナウイルス感染症にかかるまん延防止等重点措置適用(群馬県)		
令和3年5月29日	第27回 通常総代会		



耕そう、大地と地域の未来。

